

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年1月28日

【事業年度】

第6期(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

【会社名】

ジャパンM & Aソリューション株式会社

【英訳名】

Japan M&A Solution Incorporated

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三橋 透

【本店の所在の場所】

東京都千代田区麹町三丁目3番8号

【電話番号】

03-6261-0403

【事務連絡者氏名】

管理部長 小坂 竜義

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区麹町三丁目3番8号

【電話番号】

03-6261-0403

【事務連絡者氏名】

管理部長 小坂 竜義

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
売上高 (千円)	342,083	434,298	752,874	602,292	654,208
経常利益又は経常損失() (千円)	47,824	61,343	168,333	14,575	52,623
当期純利益又は当期純損失() (千円)	31,979	43,311	125,023	11,524	85,055
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	91,300	91,300	202,252	258,921	263,771
発行済株式総数 (株)	599	1,198,000	1,378,000	1,503,300	1,519,300
純資産額 (千円)	207,712	251,023	597,951	702,761	584,229
総資産額 (千円)	285,221	316,713	752,390	770,749	668,190
1株当たり純資産額 (円)	173.38	209.54	433.93	465.40	383.70
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	26.93	36.15	104.02	7.78	56.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	96.39	-	-
自己資本比率 (%)	72.8	79.3	79.5	90.8	84.9
自己資本利益率 (%)	17.8	18.9	29.5	1.8	13.4
株価収益率 (倍)	-	-	20.1	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	79,248	31,803	200,810	118,130	7,837
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,092	51,522	11,779	1,510	6,348
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,000	-	221,904	113,197	47,221
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	241,552	221,832	656,326	649,883	604,150
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	19 [-]	23 [-]	29 [-]	39 [-]	41 [-]
株主総利回り (%)	-	-	-	47.6	48.1
(比較指標: TOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(119.6)	(147.8)
最高株価 (円)	-	-	3,020	5,000	1,700
最低株価 (円)	-	-	1,980	947	936

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

第5期、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第2期及び第3期の株価收益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

第5期、第6期の株価收益率は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

6. 第6期は売上高は前期比8.6%増加したものの、会社の成長に必要な人件費等のコストが増加したことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は存在しないため、記載をしていません。

8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

9. 2022年1月1日付で1株につき2,000株の株式分割を行いましたが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 第2期、第3期、第4期の株主総利回り及び比較指標は、2023年10月24日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。第5期、第6期の株主総利回り及び比較指標は2023年10月期末を基準として算定しております。

11. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、当社株式は、2023年10月24日付で同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

当社の創業者である三橋透は、東証スタンダード上場企業であるフィンテックグローバル株式会社の100%子会社であるフィンテックM & Aソリューション株式会社の役員就任期間中、M & A事業や投資事業に従事しておりました。日本の事業承継問題を解決するため、中小企業を主な対象先としたM & A事業を推進するという思いから独立し、「相談されたら断らない」という方針のもと、2019年11月1日に東京都品川区上大崎にM & Aアドバイザリー事業をコア事業とした「ジャパンM & Aソリューション株式会社(資本金430万円)」を設立いたしました。

年月	変遷の内容
2019年11月	ジャパンM & Aソリューション株式会社(資本金430万円)を設立し、M & Aアドバイザリー事業を開始
2020年4月	M & Aの不動産取引に係るサービスの拡充を図るため東京都知事より宅地建物取引業の免許を取得(免許番号:東京都知事(1)第104739号)
2020年11月	事業拡大に伴う人員増加のため、東京都千代田区平河町に本社移転
2022年10月	事業拡大に伴う人員増加のため、東京都千代田区麹町に本社移転
2023年10月	東京証券取引所グロース市場へ株式を上場

3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社は、日本における経営者の後継者不足の解決や中長期的な事業発展のためにM & A(1)を実施したいすべての企業に対してM & Aアドバイザリーサービス(1)を提供しています。

なお、当社はM & Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの情報は記載しておりません。

当社は後継者不在・事業の先行きに不安を感じている方等、全ての方が安心して相談ができるよう、手数料体系・業界でのガイドライン遵守・相談を受けるアドバイザーの質の向上を目指し、経営方針を「安心して相談できるM & A会社であり続ける」としております。また設立以来の方針として、会社規模や利益にとらわれず、1組でも多くのM & A案件を成約させることを目的に「相談されたら断らない」という方針(2)も掲げております。

当社は1社でも多くのM & Aアドバイザリーサービスを提供するため、金融機関や税理士・会計事務所等(以下「提携先」という)からアドバイザリー契約(1)の契約者(以下、「ご依頼者」という)の紹介を受けることを目的に提携関係を構築しております。M & Aアドバイザリーサービスの提供において、単に譲渡希望企業と譲受希望企業を取次ぐのではなく、ご依頼者の意向として、譲渡後に存続していくためのシナジー効果を生めるか、事業の商流にどのような影響ができるか、親族内承継はできないのか、従業員の雇用は維持されるか等の相談を受け検討を行っていきます。

一般的にM & A仲介事業では譲渡企業との取引は1度で終了するため、将来的に継続した取引が期待できる譲受希望企業の意向を中心に条件交渉が進んでいく傾向があります。しかし当社では、ご依頼者にとって最善の譲受希望企業を見つけるために、ご依頼者に合わせた譲受企業を、その特性や地域に合わせ探索を行っていきます。譲受企業を探るのは当社のみでは限界があるため、インターネット上で譲渡希望企業と譲受希望企業の売買する場を提供するM & Aプラットフォームの活用や、提携先から譲受希望企業の紹介を受けながら、幅広く効率的に譲受希望企業を探索しております。ご依頼から譲渡実行までを速やかに実施するために、譲渡日までのスケジューリングをご依頼者と共有し、課題を解決しながらM & Aアドバイザリーサービスの提供を行っております。

M & Aアドバイザリーサービスの報酬体系は、譲渡希望企業と譲受希望企業の間で譲渡成立時に受領する成約報酬(1)とアドバイザリー契約に基づき譲渡希望企業から受領する月額報酬から構成されております。一般的には、アドバイザリー契約締結時に着手金を受領することが多いと考えておりますが、アドバイザリー契約締結時に着手金を受領する場合、ご依頼者の金銭的負担が大きいことから、当社では月額報酬として受領することとしております。月額報酬を受領するアドバイザリー契約件数を増やすことで安定した収益基盤を構築し、ご依頼者は毎月の成果を要求するとともに、当社は成果を出すため、案件にしっかり取組む報酬体系となります。

- ・成約報酬×成約組数の積上げ
- ・月額報酬×契約件数の積上げ

売上の構成

請求時期	報酬体系			
成約時手数料(レーマン方式)は取引金額に料率を乗じた金額 譲渡企業: 最低成約報酬500万円 譲受企業: 最低成約報酬1000万円				
報酬基準額(消費税別)				
クロージング時				
5億円以下	5.0%			
5億円超 10億円以下	4.0%			
10億円超 50億円以下	3.0%			
50億円超 100億円以下	2.0%			
100億円超	1.0%			
+				
請求時期	報酬体系			
毎月				
・企業概要資料作成 ・デューデリジェンスサポート ・契約書作成サポート ・買収候補のリストアップ・打診 ・買収候補者との条件調整 等				

(2) M & Aアドバイザリーサービスの流れ

当社のM & Aアドバイザリー事業は仲介形式(1)とFA形式(1)のいずれかで行われますが、当社では仲介形式が売上の大部分を占めています。仲介形式の業務の流れは下記のとおりです。



M & Aニーズの発掘

M & Aの案件を継続的に獲得していくことが当社ビジネスを継続的に拡大していく上で非常に重要となります。案件を継続的に獲得していくためには、提携先の開拓及び深耕を深めていくことが必要となります。提携を進めることにより、安定的かつ継続的にご依頼者の紹介及び新規アドバイザリー契約の獲得ができるようになります。

当社は複数の提携先を有しており、提携先から譲渡希望企業・譲受希望企業の紹介を受けて、ご依頼者の発掘を行います。一般的に、数か月間以上の多くの時間と労力をかけてM & Aニーズの発掘を行うのに対して、当社は提携先から効率的かつ安定的にM & Aニーズを有するご依頼者の紹介を受けています。そのため、当社は案件の獲得までは、それぞれの提携先のニーズに合わせ、事業承継の端緒を掴むためのセミナーや事業承継事例等を紹介するセミナーを実施し、提携先との関係の深耕に向けた活動を行っています。

また、案件を獲得した後は、提携先に定期的に案件の進捗報告を行うことによって、提携先との良好な関係構築を図っております。

その他、提携先の獲得を日々行い、常に譲渡希望企業のニーズをつかめるように提携先のネットワークの拡大に向けた活動を行っています。提携先との良好な関係を保つためにも「相談されたら断らない」方針で提携先とご依頼者と当社で円満な案件成約ができるよう尽力しております。

提出時点において、当社との紹介業務提携契約の締結状況は以下のとおりです。

(件)

累計提携先	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
金融機関(地方銀行・証券会社・信用金庫)	41	53	64	90	119
土業等	137	152	164	178	294
事業会社等	168	196	239	281	224
累計	346	401	467	549	637

2025年10月期より、提携先の区分の定義の見直しを実施

- ・グループ企業内に税理士といった専門事務所がある場合は、「土業」に分類
- ・地方銀行内のグループ企業でM & Aを業としているコンサルティング事業会社は、「地銀」に分類
- ・24/10期以前はこれまでの定義に則った内容で表記

個別譲渡相談

当社はご依頼者と秘密保持契約を締結し、ご依頼者のニーズをヒアリングし、入手した譲渡希望企業(事業譲渡の

場合を含む)の情報からビジネスモデルを分析していきます。希望条件に応じた譲渡を実現するためのM & Aスキームやストラクチャ等のプランを提案するとともに、事前に課題や論点を整理し、M & Aのクロージング(1) (譲渡の実行、対価の支払等)の見通しをつけていきます。

アドバイザリー契約の締結

ご依頼者から当社の提案するM & Aプランに合意いただいた段階で当社とアドバイザリー業務委託契約の締結を行います。アドバイザリー業務委託契約締結後、当社は提案したM & Aプランを速やかに実行していきます。譲受希望企業への提案のため、譲渡希望企業の事業内容、事業特性、財務内容、譲渡条件等を取り纏めた企業概要書(1)等のM & A検討用資料を作成します。

提出時点において、アドバイザリー契約の締結に至った案件獲得経路は以下のとおりです。

(件)

新規アドバイザリー契約	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
金融機関(地方銀行・証券会社・信用金庫)	49	132	152	196	226
土業等	20	11	10	19	26
事業会社等	57	101	70	99	146
直案件	23	23	53	46	65
累計	149	267	285	360	463

提携先を経由せずに、HP等から問い合わせを受け契約に至ったもの。

譲受希望企業の探索

ご依頼者の希望条件・事業内容をもとに譲受希望企業を選定していきます。当社内での探索手法としては譲渡希望企業の属する業界内での検討、ビジネスの商流での検討、その他シナジーの生まれそうな企業の検討等、様々な観点から譲受希望企業の選定を行います。

また、当社は譲受希望企業の探索方法として、幅広く探索するためのM & Aプラットフォームの活用や提携先から譲受希望企業の紹介を受けながら、幅広く買収候補の探索を行います。ご依頼者が希望する条件及び企業価値の最大化が見込まれる譲受希望企業を選定するため、当社は匿名情報の範囲で譲受企業へM & Aの関心の有無を打診します。

個別買収相談

譲受企業を速やかにみつけられるよう、買収意欲のある企業との買収ニーズの蓄積を継続的に行っております。仲介業務を実施する場合においては、事前に買収意欲のある企業の相談を受け、希望とする業種・規模等を把握しておくことで、スピーディーに譲渡希望企業への紹介へつなげることができます。

譲渡案件情報の提供

譲受希望企業が譲渡希望企業の詳細情報の開示を希望する場合、当社は譲受希望企業と秘密保持契約(1)を締結し、企業概要書を提出します。譲受希望企業は、M & A検討用資料を精査したうえで、本格的な買収検討に進む場合には、当社は譲受希望企業に対して、譲渡希望企業の詳細な情報資料を提供し、当社の支援・調整のもと、譲渡希望企業の買収を検討するうえで必要なQ & Aを実施します。加えて、譲渡希望企業の事業所や工場の視察、ご依頼者との面談実施等を通じて、譲渡希望企業への理解を深めてもらい、譲受の是非及びその基本条件等を検討していただきます。

仲介業務契約

ご依頼者が譲受希望企業に対して興味を持った場合、ご依頼者の合意を得て、当社は譲受希望企業と仲介業務契約を締結いたします。

トップ面談(1)・条件調整

譲受希望企業が買収に係る初期的な意思決定に至った場合、当社支援のもと、買収条件等を記載した「意向表明書(1)」を作成いただき、ご依頼者に対して提示します。ご依頼者は、譲受希望企業からの「意向表明書」を受領

し、その受け容れの可否を検討します。複数の譲受希望企業から「意向表明書」が提出された場合は、受け容れの可否を検討するとともに、独占的に交渉を進める譲受希望企業を1社に絞り込みます。

独占的に交渉を進める1社が選定されれば、「意向表明書」に記載された条件をもとに、基本的な譲渡条件について、当社とご依頼者との間で調整を行います。ご依頼者と譲受希望企業双方の経営者(トップ)が面談を実施し、経営者の価値観や経営理念等、書類では確認できない部分に関して、相互理解を深めるために実施いたします。

基本合意契約(1)・デューデリジェンス(1)

基本的な譲渡条件がまとまった段階でご依頼者と譲受希望企業との間で基本合意契約を締結します。その後、譲受希望企業が譲渡希望企業に対してデューデリジェンスを実施し、譲渡希望企業のビジネスリスク、法務リスク、財務リスク等を調査し、その調査結果を踏まえて、ご依頼者と譲受希望企業で最終的な条件交渉を行います。

当社では譲受希望企業がスムーズなデューデリジェンスを実施できるよう環境の整備をするとともに、客観的、合理的な見地から、最終的な条件調整を支援いたします。また、必要に応じてスキーム提案を行うなどして、双方の要望を満たす枠組みを提供し、M & Aが円滑に実現できるよう、アドバイザリーサービスを提供します。

譲渡契約・取引実行

最終的な譲渡条件が決定した段階で、当社が最終契約書(譲渡スキームが株式譲渡であれば株式譲渡契約書)及び付随して必要となる各種の関連ドキュメントの作成を行います。また、並行して利害関係者との調整や、譲渡後の新経営体制の発足に必要となる各種の準備等、経営権の移転に伴い必要となる様々な課題について、その抽出と対応を当社が支援します。

最終契約書の内容が確定しましたら、ご依頼者と譲受希望企業との間でこれを締結します。最終契約書に規定される各種のクロージング・コンディション(実行の前提条件)の整備を支援し、これらが整えば、クロージング(譲渡の実行、対価の支払等)が行われ、M & Aにかかる一連の取引が完了します。これらの業務の完了に伴い、ご依頼者と譲受企業の双方より成約報酬を受領いたします。

なお、当社は公的機関である事業承継・引継ぎ支援センター(1)や提携先等からの紹介を通じてアドバイザリーサービスの契約を締結しており、当社が成約報酬を受領することとなった場合には、当社は提携先に対し、原則として紹介手数料(1)をお支払いしております。

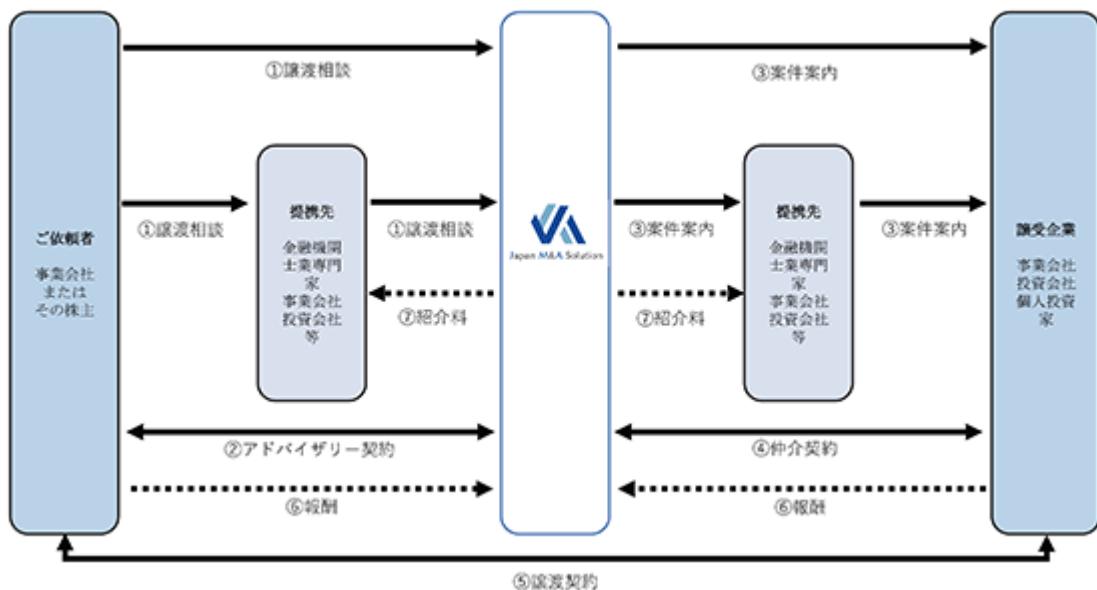
提出時点において、アドバイザリー契約後に成約に至った案件の状況は以下のとおりです。

(組)

成約組数	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
金融機関(地方銀行・証券会社・信用金庫)	10	25	48	34	45
土業等	2	7	4	4	4
事業会社等	12	15	14	12	14
直案件	7	12	9	7	6
累計	31	59	75	57	69

〔事業系統図〕

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



(1)(用語の解説)

本書記載内容に対する理解を容易にするため、また、正しく理解していただくために、本書で使用する用語の解説を以下に記載しております。

用語	解説
M & A	「Mergers(合併) and Acquisitions(買収)」の略称であるが、我が国では、広く、会社法の定める組織再編(合併や会社分割)に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む、各種手法による事業の引継ぎ(譲り渡し・譲り受け)をいう。
M & A アドバイザリーサービス	ご依頼者の相談に乗って適切なM & Aの提案をし、譲受企業を探したり、提携条件等に関する必要なアドバイスや契約書類の起案を行い、ご依頼者のM & Aを支援することをいう。
アドバイザリー契約	M & A仲介会社と譲渡希望企業との間でM & Aに関するアドバイスや手続きの支援を実施することを目的として締結する契約。一般的には専任契約であり、アドバイザリー契約書において、業務範囲、秘密保持、報酬、免責等に関する事項が記載される。
成約報酬	M & Aがクロージングした際に、アドバイザリー契約に基づき当社へ支払う報酬。
仲介形式	譲渡希望企業と譲受希望企業に対し、中立的な立場で交渉の仲介・助言を行いM & Aのサポートを行うこと。
F A形式	F A (ファイナンシャル・アドバイザー)形式は譲渡企業もしくは譲受企業のどちらかと個別に契約を結び、一方のみのM & Aのサポートを行います。
クロージング	M & Aにおける最終契約の決済のことをいい、株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約を締結した後、株式・財産の譲渡や譲渡代金(譲渡対価)の支払いを行う工程をいう。
企業概要書	譲渡側が、秘密保持契約を締結した後に、譲受側に対して提示する、譲り渡し側についての具体的な情報(実名や事業・財務に関する一般的な情報)が記載された資料をいう。IM (インフォーメーション・メモランダム)ともいう。
秘密保持契約	秘密保持契約とは、秘密保持を確約する趣旨で締結する契約をいう。具体的には、譲受企業が、匿名情報を参照して譲渡企業に同心を抱いた場合に、より詳細な情報を入手するために譲受企業との間で締結するケースや、譲渡企業や譲受企業が仲介者・F Aとの間で締結するケースがある。
意向表明書	意向表明書とは、譲渡企業が譲受企業を選定する入札手続を行う場合等に、譲受企業が譲受の際の希望条件等を表明するために提出する書面をいう。企業概要書に記載された情報等を踏まえて暫定的な希望条件等を記載し、譲受を希望する意向を明確に表明する書面。

用語	解説
トップ面談	譲渡先企業と譲受企業双方の経営者(トップ)が面談を実施すること。経営者の価値観や経営理念等、書類では確認できない部分に関して、相互理解を深める目的で実施される。
基本合意契約	基本合意契約とは、譲渡企業が、特定の譲受企業に絞ってM & Aに関する交渉を行うことを決定した場合に、その時点における譲渡企業・譲受企業の了解事項を確認する目的で記載した書面をいう。
デューデリジェンス	対象企業である譲渡企業における各種のリスク等を精査するため、主に譲受希望企業が士業等専門家に依頼して実施する調査をいう(「DD」と略することが多い)。調査項目は、M & Aの規模や実施希望者の意向等により異なるが、一般的に、資産・負債等に関する財務調査(財務DD)や株式・契約内容等に関する法務調査(法務DD)等から構成される。 その他にも、ビジネスモデル等に関するビジネス(事業)DD、税務DD(財務DD等に一部含まれることがある)、人事労務DD(法務DD等に一部含まれることがある)、知的財産(知財)DD、環境DD、不動産DD、ITDDといった多様なDDが存在する。
事業承継・引継ぎ支援センター	親族内への承継や、第三者への引継ぎ、中小企業の事業承継に関する相談に対応する国が設置した公的相談窓口。
紹介手数料	情報提供の対価として、提携先から紹介を受けたご依頼者の企業がクロージングに至った場合に提携先に支払う報酬。

(2)ご契約にあたって、企業規模や財務内容以外で一定の審査を設けており、審査の判断によってはご契約ができない可能性があります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
41	35.9	2.1	6,960

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は存在しないため、記載しておりません。
2. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、M & Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、2024年10月に新たな経営方針とし「ミッション」「ビジョン」「バリュー」の制定を行いました。

当社は、創業以来「相談されたら断らない」というコーポレートメッセージを経営方針に掲げ、事業を展開してまいりました。1社でも多くの中小企業に対し、M & Aサービスを届けるべく全社一丸で取り組んでおります。当社を取り巻く環境として、中小企業庁の「中小M & A推進計画」に基づくM & A支援機関の登録制度の創設、官民が連携した自主規制団体である「一般社団法人M & A仲介協会」の創設等、M & A業界は進化を求めております。そのような中、持続的・長期的に成長し続ける上で、当社が社会に存在する意義を見つめ直し、企業活動における役職員の道しるべとすべく、経営方針を改定することといたしました。

新たな経営方針の体系のもとで、全社一丸となって社会への貢献を続け、今後の持続的成長を確たるものにしてまいります。なお、これまでの「相談されたら断らない」経営方針は「バリュー」を構成する要素として位置づけ継承しております。

ミッション

「安心して相談できるM & A会社であり続ける」とし、後継者不在・事業の先行きに不安を感じている方等、全ての方が安心して相談ができるよう、手数料体系・業界でのガイドライン遵守・相談を受けるアドバイザーの質の向上を目指してまいります。

ビジョン

「日本で一番支持されるM & A会社を目指す」とし、相談を受けるM & Aアドバイザーの姿勢、契約後から成約までに向けた迅速な行動、成約率の向上をはかり、ご依頼者・提携者から満足を頂けるM & Aアドバイザリーサービスの提供を目指してまいります。

バリュー

「相談されたら断らない」「お客様のために」は創業以来の方針とし“規模が小さいから”“赤字企業だから”といって断ることはいたしません。新たに「リーズナブルな手数料」という方針を加えることによって、世の中でM & Aを必要としている全ての事業者に対し、M & Aの依頼を容易にし、1社でも多くの企業が抱える事業承継等の経営課題に取り組んでまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

市場の動向

総務省統計局が公表している「経済センサス-活動調査 事業所に関する集計及び企業等に関する集計(2021年)」によると日本の企業等の数は約368万社となっております。会社規模別の推計として、中小企業庁が公表している「中小企業の企業数・事業所数(2021年6月時点)」の比率を用いると、中小企業・小規模事業者の数は366万社となります。日本における中小企業・小規模事業者の割合は99.7%以上と推計しております。

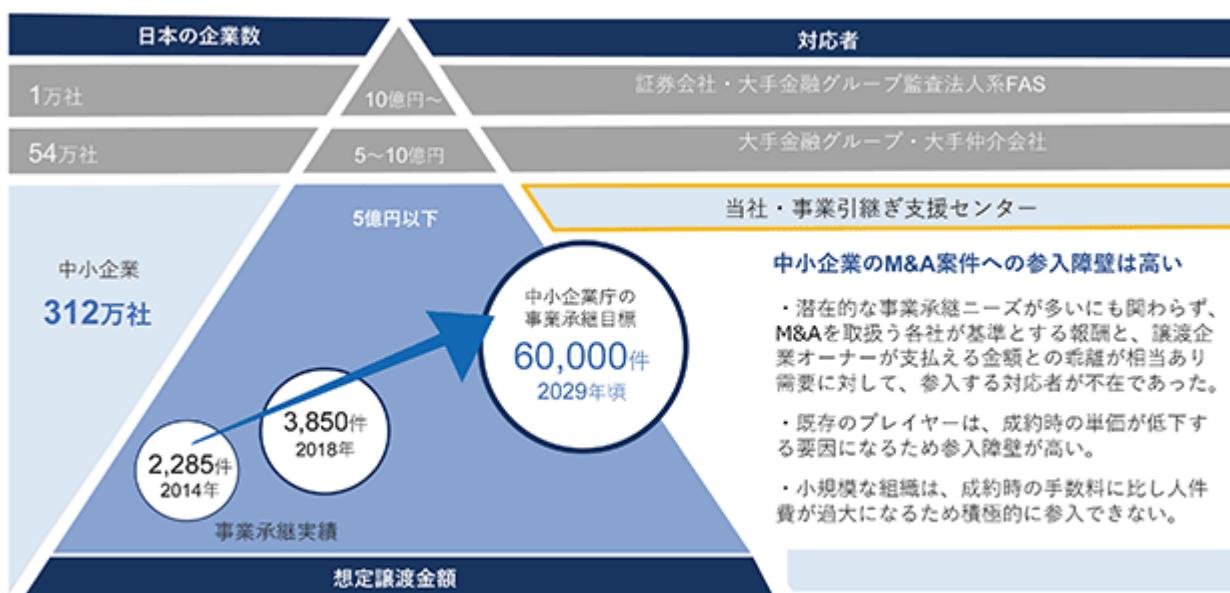
また株式会社帝国データバンクが行った「全国「後継者不在率」動向調査(2025年)」によると、全国の後継者不在率は、50.1%であると調査結果が公表されております。同データより2025年時点において、年代別の後継者不在率は60代で35.9%、70代で27.3%、80代以上で22.2%と経営者年齢の高い企業において後継者不在企業が高い比率で一定程度存在しております。

また同社が公表している「全国企業『休廃業・解散』動向調査(2025年1-8月)」によると、同期間の休廃業・解散件数は4万7,078件(前年同期比9.3%増)に達しており、年間では調査開始以来初めて7万件台に到達する勢いで推移しています。特筆すべきは、休廃業した企業のうち直前期の決算が「黒字」であった割合が49.6%と、2016年の集計開始以来初めて50%を下回った点で、これは、かつて危惧された「黒字のままやむを得ず畳む」状況から、原材料高や人件費高騰により「黒字を維持できなくなる前に、余力があるうちに畳む」という、よりシビアな「あきらめ廃業」へとフェーズが移行していることを示唆しています。経営者の平均年齢は71.65歳と依然として高く、事業承継の成否が日本経済の活力を左右する重大な局面が続いている。

こうした背景の下、2025年5月30日に事業承継を推進している独立行政法人中小企業基盤整備機構「事業承継・引継ぎ支援センター」が発表した資料によると、2024年度の事業引継ぎ成約件数は、2,132件(前年度比105%)と過去最高を更新しました。また、相談件数についても23,540社(前年度比99%)と、高水準を維持しています。潜在的な需要と成約件数には依然として相当な乖離があるため、今後の市場規模はさらに拡大していくものと想定されます。

中小企業庁は、後継者不足による事業承継の課題解決を行うため、2015年3月に「事業引継ぎガイドライン」「事業引継ぎハンドブック」を公表し後継者のいない経営者向けにM & Aの活用促進をしております。また経済産

業界では、2019年12月に黒字廃業の可能性のある中小企業の技術・雇用等の経営資源を次世代の意欲ある経営者に承継・集約することを目的に、「第三者承継支援総合パッケージ」を取りまとめ、中小企業のM & Aが年間4,000件弱に留まっているのを10年間で60万社の第三者に承継させる目標を掲げております。



日本の企業数出典：総務省統計局 令和3年経済センサス。活動既存産業機関別集計「事業所に関する集計・企業等に関する集計」結果の要約
加工方法：中小企業庁「中小企業の企業数・事業所数」（2016年）の比率を用いて企業規模別の社数を算出
2014年及び2018年の事業承継実績件数は、中小企業庁「2021年度中小企業白書」

以上のことから、全国の中小企業経営者の高齢化が進む一方、事業を引き継ぐ後継者は不在であると考えている経営者の割合は高い水準であり、中小企業においては後継者の不在による事業承継が大きな経営課題であると言えます。その解決策として、事業承継を目的としたM & Aの需要は今後も高まっていくと考えられます。

これらの需要に対応する事業者として、2024年10月21日に中小企業庁で公表されたM & A支援機関に登録されている2,758件の事業者が該当します。M & A支援機関10名以下の小規模な事業者が9割以上を占めています。一般的なM & A業務の報酬体系の特徴として、成約してはじめて報酬が得られること、また、成約までに長期間を要することが挙げられます。そのため、成約しても報酬が小さい案件は対象とされにくく、一定の成約報酬を得られる案件に集中する傾向があります。特に、少人数で構成されるM & A事業者は成約実績を積み上げにくいことから、成約までに要する人件費等のコストを上回る収益を少ない成約実績で確保する必要があるため、成約報酬の大きい案件に注力するものと考えております。

また、一定規模のM & A業者においては、成約時の単価上昇による売上増・効率性の向上をKPIとしていることが多いため、中小企業の事業承継ニーズには対応しにくいと考えております。

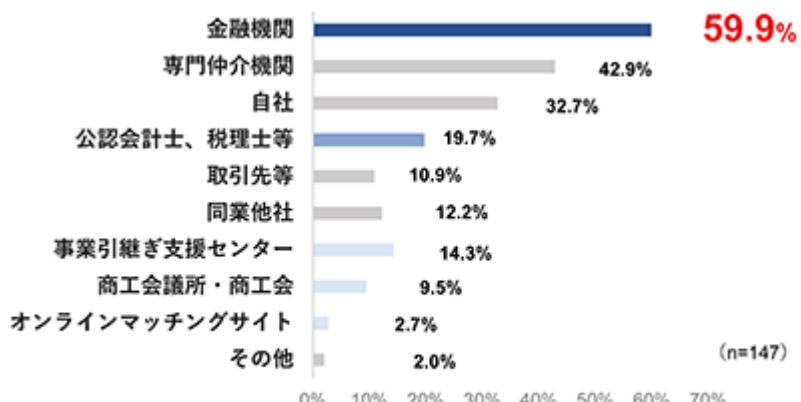
M&A支援機関に登録している、従事者数



出典：中小企業庁 M&A支援機関登録制度に係る登録フィナンシャル・アドバイザー及び仲介業者の公表(令和6年度10月28日)について

案件獲得の特徴

当社は、提携先からご依頼者の紹介を受け、新規アドバイザリー契約の獲得を行っております。特に、中小企業を顧客として多く有する金融機関は、中小企業のオーナーから事業承継に関する相談相手として選ばれる傾向にあります。



出所: (株) 東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」(2020年11月)

しかし、金融機関を含む提携先の多くは、自社内のリソース及びノウハウに限りがあり、相談への対応が困難となっております。また、大手のM & A業者に紹介する場合、中小企業にとって成約報酬が高いため、顧客に紹介をしても断られてしまうケースがあります。このため、中小企業に対するM & Aアドバイザリーサービスが十分に提供されていないことが課題とされていました。

そこで、主に中小企業に対しM & Aアドバイザリーサービスの提供を行っている当社の経営方針と、提携先の抱える課題が一致したことにより、提携先から当社に対して事業承継の希望を有する中小企業を紹介されております。当社は提携先と良好な提携関係を築くことで、安定的な譲渡希望候補者の紹介を受けることが可能な体制を構築しております。当社の安定的な提携先からの紹介に対する受入れ体制は、新規参入者に対する障壁となり、当社の市場における優位性が高くなると考えております。

当社の事業は、提携先と信頼関係を構築することにより、提携先から譲渡希望企業の紹介を受け、新規アドバイザリー契約及び成約組数を積み重ねることで成長しておりますが、新たに提携先から譲渡希望企業の紹介を受ける場合、当社が当該提携先の顧客の紹介先に値するのかについて、特に金融機関は慎重に判断を行うため、提携当初の成約単価は低くなる傾向にあります。

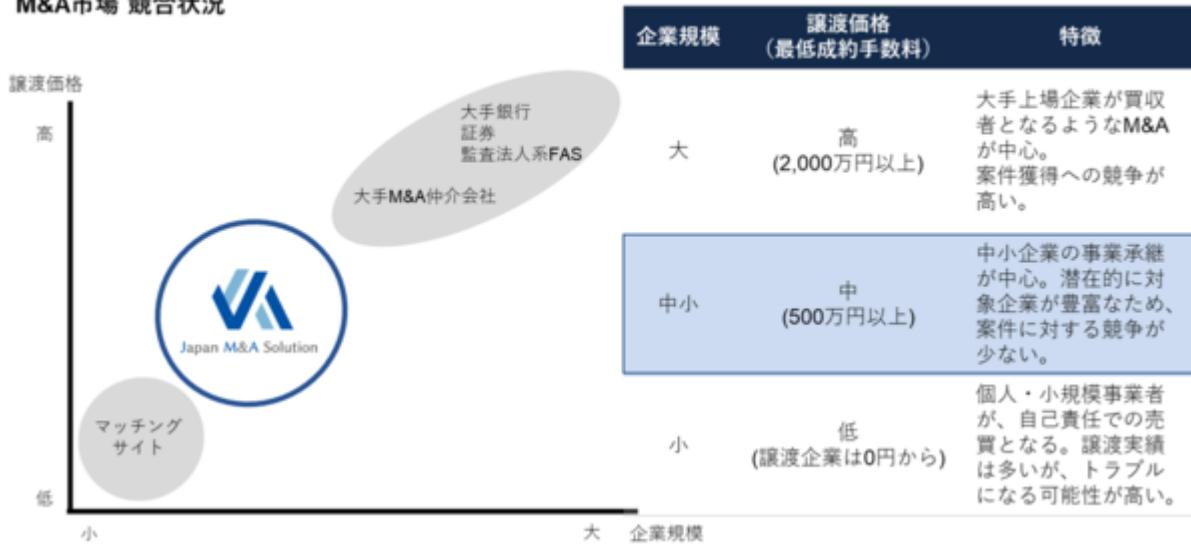
成約実績を積むことで信頼関係の構築ができ、相談件数の増加・案件の質向上が見込めます。当社は2021年10月期から金融機関との提携関係に注力し、新たな提携先の拡充・深耕を図っております。

	(千円)				
	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
平均成約単価	9,467	6,330	8,977	9,503	8,707

競合優位性

事業承継の解決策としてのM & Aは、着手金や成約報酬の金銭的ハードルがあり、中小企業の事業承継が進んでいない理由のひとつです。M & A仲介を行う上場企業を始め、同業においては一定の手数料を得られない案件については、案件の引受ができないこと、また、ご依頼者としても手数料の負担が大きいため、圧倒的な多数を占める中小企業の事業承継案件は見送られております。一方でインターネット上の、M & Aプラットフォームを提供する企業が増え、安価な手数料でM & Aが身近な存在になり、M & Aの検討をしていなかった中小企業にも検討する裾野が広がっております。しかし、ご依頼者自身でM & Aプラットフォームから譲受企業を見つけ、複雑多岐にわたる条件の整理や交渉を行うことは、譲渡契約にあたって不利な条件を締結してしまう可能性が高くなります。そのため、専門的な知識があり、しっかりとアドバイスができるM & Aアドバイザーが必要です。

M&A市場 競合状況



当社では、多くの中小企業の事業承継ニーズに対応するため、1チームあたり10件以上の案件を同時に進捗させることが可能な体制となっております。原則2人1組のチーム制を採用し、担当チームが提携先や譲渡希望企業のM & Aニーズの発掘、アドバイザリー契約締結から譲渡契約・クロージングまでのM & Aアドバイザリーサービスの提供に必要な一連の業務を一気通貫で担当しております。

(人)					
人員数	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
M & Aアドバイザー	17	20	26	34	35
管理部門	2	3	3	5	6
合計	19	23	29	39	41

M & A業界では、会計及び法律等の高い専門性が要求されるため、M & Aニーズの発掘やアドバイザリー契約締結を行う部門・譲渡契約書作成やクロージングを担う部門等、各フェーズに応じて担当部署を変更する分業制を採用していることが一般的と考えております。

しかし、当社のM & Aアドバイザーの場合、中小企業の事業承継に対するM & Aアドバイザリーサービスの提供に必要な業務を一気通貫で担当することで、中小企業のM & Aに必要な知識及び経験の早期習得並びに効率的なM & Aアドバイザリーサービスの提供を可能としております。結果として、多くの案件の成約実績に繋がっているものと考えております。

また、当社はM & A経験の有無に関わらず人材採用を行っております。一気通貫で案件に関与することにより、未経験者であっても、半年から1年程度で成約実績を積むことが可能であり、人材の育成及び教育の観点でも早期の戦力化に寄与しております。

2026年10月期においては、獲得した案件に対して成約率を向上させるため、経験豊富な人材の採用と育成を強化してまいります。経験者の採用による早期の戦力化による売上の貢献。未経験者の採用による、今までの固定観念にとらわれることのない新しいアイディアの創出。それぞれの強みを活かし、ともに成長できる組織を目指します。

(3) 対処すべき事業上及び財務上の課題

信用力の向上

ご依頼者はM & Aに様々な不安を抱きながら決断を行い、理想の譲受希望企業を求め、交渉を進めていくためM & Aアドバイザリー事業者を選定する上で、これまでの実績・信用力を重視する傾向があります。そのため、当社が譲渡希望企業から選定されるためには、信用力の向上が必要不可欠であり、そのための体制構築が重要な経営課題と認識しております。信用力の向上のため、内部管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実等を図ってまいります。

人材の確保・教育の強化

当社は、M & Aアドバイザリー事業を持続的に成長させるために、最も重要な経営資源は人的資源であると考えており、多様な人材を継続的に採用、育成することが重要な経営課題であると認識しております。

そのため、当社の中期経営計画の重要な戦略である人員計画に沿って、採用を行うとともに、教育を実施してまいります。

案件の進捗管理

当社は、案件管理を行い、その進捗を提携先・ご依頼者に報告し、成約実績を積み上げていくことが当社の信用力向上につながると認識しております。そのため、ご依頼者と合意したスケジュール通りにM & Aを実行する必要があり、案件の進捗管理が重要であると認識しております。そこで、案件の進捗管理においては、担当者による属人的な管理ではなく、組織的な管理が必要と考えております。週次の案件検討会や経営企画室による専門的かつ総合的なサポート等を通じ、徹底したスケジュール管理を実施しております。

社内管理体制の強化

当社は、積極的な人員採用により組織が拡大していることから、情報漏洩や書類紛失等の当社の信用力に影響する事象を未然に防ぐための体制整備や提供業務の品質標準化等の社内管理体制の強化が必要であると認識しております。

この課題を解決すべく、社内規程や業務フローの整備、定期的な内部監査の実施等を通じて、社内体制の強化を行っております。

提携先の獲得・深耕

当社は提携先と良好な提携関係を築き、安定的に譲渡希望候補者の紹介を受けることが事業拡大につながると認識しております。そのため、新たな提携先の獲得及び提携先との関係の深耕に向けた提携先向けのセミナーの実施や案件獲得後の提携先に対する定期的な進捗報告等を行うことで、提携先との良好な関係構築を図っております。

財務上の課題

当社は、現時点において営業活動による安定的なキャッシュ・フローを創出しているため、財務上の課題は認識しておりませんが、継続的かつ安定的な事業の拡大のため、手元資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。このため、一定の内部留保の確保や自己資本比率等といった財務の安定性を測る指標のモニタリングを通じて、財務健全性の確保に努めています。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は持続的な成長と企業価値の向上を目標としており、経営指標として売上高及び営業利益を重視しております。売上高を指標とすることは、当社の成長や同業他社の売上高との比較、分析に有用であると考え重要な指標と位置付けております。営業利益は、当社のM & Aアドバイザリーサービスの提供に必要な費用を上回って得られる収益性の判断となるためです。

より詳細な指標としては、アドバイザリー契約数、M & Aアドバイザー人数、成約組数と認識し管理しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 基本方針

わが国の中小企業において、経営者の高齢化と後継者不在による廃業危機は、地域経済の基盤を揺るがす深刻な社会問題となっています。当社は、中小企業のM & Aマーケットを創造し、一社でも多くの存続を支援することを経営方針の柱としております。

当社は、「相談されたら断らない」という方針のもと、規模や業種を問わず事業承継の機会を提供することで、廃業による経営資源（技術・雇用・ノウハウ）の散逸を防ぎ、持続可能な社会の実現に貢献します。事業承継M & Aの成約を通じて地域経済の活性化と社会的価値の創出を両立させ、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) ガバナンス

当社では、現状、サステナビリティに関する基本方針等は定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理をしております。「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を責任者として、リスク管理及びコンプライアンス体制の推進を行っております。「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」により「リスク管理推進委員会」を設置し、当社の取締役及び社外取締役、代表取締役により選任された委員で構成し、サステナビリティ関連を含めて多様なリスクを把握、評価、対策等を実施し、適切なリスク管理に努めております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(3) 戦略

当社は、ビジネスモデルそのものが社会課題解決に直結しているという認識のもと、以下の戦略を推進しております。

1. 事業承継マーケットの拡大と地域貢献 「相談されたら断らない」方針を堅持し、従来M & Aの対象となりづらかった小規模案件や地方案件にも積極的に取り組むことで、地域の雇用維持と経済循環に寄与します。
2. 人的資本の蓄積と活用（人材育成・多様性） 高度な専門性と倫理観を持つアドバイザーの育成が、成約精度の向上と顧客満足に直結します。

育成：OJTに加え、外部専門機関の活用や会社内外の勉強会を通じて、税務・法務・ファイナンスに精通したプロフェッショナルを育成します。

環境整備：成果に応じたインセンティブ制度やストック・オプション制度に加え、多様な人材が長期的に活躍できる環境を整備します。

(4) リスク管理

当社ではサステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

当社は、不測の事態または危機の発生に備え、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」「事業継続計画書」を定め、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行っておりますが、サステナビリティに関連するリスクにつきましても当該規定に基づきリスク管理を行っております。また、今後の状況に応じて、サステナビリティに関連するリスク管理の強化を検討してまいります。

(5) 指標及び目標

当社は、サステナビリティ経営の進捗を測定するため、以下の指標を重要視しております。現時点では具体的な数値目標を公表しておりませんが、以下の項目について定点観測を行い、開示の充実に向けた準備を進めております。

指標項目	内容・目標
成約件数	廃業回避への直接的貢献として、継続的な増加を目指す
アドバイザー数	持続的な成長の源泉として、計画的な採用と育成を推進する
教育研修回数	高い倫理観と専門性を維持するため、1人当たりの研修機会を確保する

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅しているものではありませんので、ご留意下さい。

(1) 外部環境に起因するリスクについて

同業他社との競合

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が展開しているM & A アドバイザリー事業は、行政等からの許認可等が存在しないため、参入障壁は比較的低い事業であると考えております。そのため、当社のような主に中小企業をターゲットとした M & A アドバイザリー事業を展開する事業者は、大手事業者のみならず、多数の小規模事業者及び個人事業者(主に会計士や弁護士、コンサルタント等)が存在しており、今後も新規参入や競合事業者間での競争が激化することが容易に想定されます。

当社は競合他社と差別化できる高品質のサービスを展開するために、優秀な人材を確保し、ノウハウの蓄積や共有などM & A アドバイザーの教育研修の実施・充実に努めております。また、当社は、中小企業と関係性を有する全国の会計事務所・税理士事務所などの士業や金融機関と提携することで安定的な案件確保体制を構築しております。

しかしながら、有力な競合事業者の参入等により競争環境が激化した場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

現在、M & A アドバイザリー事業を制限する直接的な法的規制は存在しないと考えております。しかしながら、M & A 仲介業務に対し、何らかの法的規制を受けることとなった場合は当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、法的規制ではないものの、中小企業庁が中小M & A ガイドラインを策定し、業界団体が自主規制を設ける等により、M & A 仲介業務の品質向上に関する取り組みが行われております。当社は、中小企業庁のM & A 支援機関登録制度に登録し、併せて、業界団体である一般社団法人M & A 支援機関協会にも加盟し、中小M & A ガイドライン及び協会が定める各規程を遵守しております。しかしながら、登録要件の変更やガイドラインの強化が行われることで、当社の業務負担が大幅に増加したり、登録事業者でなくなった場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、法規制について、その有効期限やその他の期限が法令、契約等により定められているものは下表のとおりであります。

(許認可等の状況)

許認可等の名称	許認可(登録)番号	有効期限	許認可等の取消又は更新拒否の事由
宅地建物取引業免許	東京都知事(2)第104739号	令和12年4月17日まで	宅地建物取引業法第66条

訴訟の可能性について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

M & A ではクロージング時に譲受企業から譲渡企業に多額の資金が支払われる特性があり、当社の法令違反の有無のみならず譲受企業や譲渡企業の何らかの原因で当社に対して訴訟等の提起がなされる可能性があります。

当社は、クレーム等管理規程の策定、取締役会及びリスク管理推進委員会でのクレーム及びトラブルに対する組織的な管理体制の構築、人材育成等を通じたクレーム及びトラブルの発生防止及び発生時における組織的な管理体制を構築しております。

また、複数人員での案件関与や週次の案件検討会での案件管理、日常的な顧問弁護士との連携を通じて訴訟リスクに対して細心の注意を図っております。しかしながら、何らかの理由で訴訟が提起された場合、その結果如何によつては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

自然災害による不測の事態が発生した場合、当社が受託しているM & Aの譲渡希望企業の資産等に損害を受けることによって、案件の中止や中断が発生する可能性があります。また、感染症の流行により案件の遅延や中止が発生する可能性があります。

この影響により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に起因するリスクについて

案件の確保について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が事業を継続的に展開及び成長させるためには、案件獲得が重要な課題と考えております。当社は、多くの金融機関や土業等との提携先ネットワークを確立し、当該提携先から多くの案件紹介を受けております。当社では、「相談されたら断らない」を経営方針としており、規模の小さい案件も大きな案件も同様の手順で行っており、提携先の当社に対する紹介優先度を上げるための施策として、定例的なミーティング機会の確保や、成約案件の事例紹介等で提携先の深耕を行っております。

当社では、このような案件紹介における提携先をさらに拡大していく方針ではありますが、当社の目論見通りの提携先が確保できない場合、また、提携先から当社への案件紹介の紹介優先度が下がった場合には、提携先からの譲渡希望企業候補の紹介件数の減少に伴う新規アドバイザリー契約の獲得件数及び成約組数が減少することで、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

案件不成立や成約の遅延について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

M & A アドバイザリー事業は、ご依頼者と譲受希望企業の意向に従い、受託から成約までの一連の業務が進められております。当社は両者のマッチングが円滑に進み、早期に成約に至るよう取組んでおり、案件の進捗管理を適時に実施する必要があります。しかしながら、両者での条件交渉が難航することや、譲受希望企業が手配して実施するデューデリジェンス作業が遅延すること等を要因として、予定通りに案件が進まない場合も想定されます。

この結果、上記の理由から、案件進捗に遅れが生じ、成約時期が遅れることで当社が見込んでいた売上計上時期にずれが生じ、四半期決算や事業年度別の業績に影響を及ぼす可能性があります。

M & A アドバイザリー事業が経営成績上、大きなウェイトを占めることについて

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社はM & A アドバイザリー事業を営む單一事業会社であります。中小企業経営者の高齢化に伴う事業承継や、投資家のエグジットなどの手段として M & A が積極的に活用され、国内の M & A マーケットは今後も拡大していくものと考えられております。

しかしながら、経済情勢や事業環境の大きな変化など M & A 需要の急激な縮小等が生じた場合には、譲渡希望会社の減少及び譲受希望会社の買収意欲の低下によるアドバイザリー契約の獲得件数及び成約組数の減少により、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

急速な技術革新により M & A プラットフォーマーのように M & A アドバイザーの手を介さない新しい M & A サービスの提供が増加しております。当社が取扱う事業承継を始めとする中小企業の M & A では、M & A アドバイザーがご依頼者の意向に即した譲受企業を探索し、譲渡希望企業と譲受希望企業の間で条件調整等を行うことで円滑な取引実行ができるものと考えております。

しかしながら、急速な技術革新により正確かつ迅速なご依頼者の意向把握及び意向に即した提案が可能となる新しい技術が開発された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスクについて

人材の確保及び育成について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が事業拡大を進めるためには、企業経営や財務に関する専門知識又は M & A 業務経験を有する人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。そのため、継続した採用活動による人材の確保、社内研修の体制強化を進めております。しかしながら、人材を適時確保できない場合や、採用後の教育研修の遅延等の事態が生じた場合、また、社外への人材の流出を防止できない場合には、提携先及び顧客に対する十分なサービス提供ができないことによる当社の風評悪化に伴う提携先からの紹介件数の減少、提携先からの紹介件数の減少に伴う新規アドバイザリー契約件数及び成約組数の減少により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

案件情報管理について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、M & A アドバイザリー事業において、顧客法人から情報を入手する際、秘密保持契約等を締結し、顧客に対して守秘義務を負っております。当社では、顧客法人から入手した情報が漏洩しないよう、情報の保管管理を徹底するとともに、役職員に対しても守秘義務に関する教育を行う等の施策を講じております。また、業務を通じて取得した個人情報については、社内規程の整備・教育を通じて情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、役職員が情報を悪用し、インサイダー取引や情報漏洩が行われた場合には、当社の事業運営への制限や信頼の失墜等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、サイバー攻撃・コンピュータウィルス等による不測の事態等により、守秘義務の対象となる情報が漏洩した場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、提携先からの紹介件数の減少、提携先からの紹介件数の減少に伴う新規アドバイザリー契約件数及び成約組数の減少により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、2025年10月末時点において、従業員41名であり、組織規模に適合した内部管理体制を構築し、業務が属人化しないようマニュアル等の作成を行い、業務の平準化や相互牽制機能を働かせております。しかし限られた人的資源に依存しているため、業務が特定の個人に依存している場合があります。当社は今後も事業を大きく拡大していく方針であり、それに併せて従業員の増員や組織の構築、社内管理体制の強化を行っていく方針です。しかしながら、社内管理体制の構築が想定通り進まない場合や人的資源の流出が生じた場合には、内部管理体制やコーポレート・ガバナンス体制に支障が生じ当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業歴が浅いことについて

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、2019年11月1日に設立された会社であるため、業歴が浅く成長途上にあります。当社はIR及び広報活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針であります。過去の財務情報だけでは今後の事業及び業績を予測するうえで十分な情報の提供をしているとは言えない可能性があります。

創業者への依存について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、現代表取締役社長である三橋透が設立した会社であります。同氏は当社事業である M & A アドバイザリー事業における豊富な知識と経験を有しており、当社の経営方針や事業戦略の立案・実行など当社の企業活動全般において重要な役割を担っております。

当社は事業を継続する上で、優秀な人材の確保と教育・育成に注力するとともに、組織の強化による権限委譲を進めることで、特定の個人に過度に依存しない事業体制の構築を進めております。

しかしながら、同氏が何らかの理由や不測の事態により、当社の取締役を退任するような事態が発生した場合、当社の事業戦略等に影響を与える可能性があります。

配当政策について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、財務体質の強化と事業成長のための投資が経営の優先課題であると考えております。創業以来配当を実施していませんが、株主への利益還元は最重要課題であると認識しております。

今後は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境等

を勘案して、株主に対する安定的かつ継続的な利益還元を実施していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：直近1年～3年以内、影響度：中)

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的として、ストック・オプション制度を採用しております。これらの新株予約権が行使条件を満たして行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、2025年10月31日現在における新株予約権による潜在株式数は99,500株であり、発行済株式総数1,519,300株の6.6%に相当しております。

資金使途

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が2023年に東京証券取引所グロース市場へ新規上場した際に行なった公募増資による調達資金の使途につきましては、当社の主力事業である M&Aアドバイザリー事業の更なる拡大を目的としたITの活用や人材の確保、企業規模拡大に伴う営業拠点の設置などの費用に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する事業環境に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途へ充当する可能性もあります。また、当初の計画通りに資金を使用したとしても、必ずしも当社の成長に寄与せず、想定通りの投資効果が得られない可能性があり、その場合には速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という))の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要の拡大などを背景に、緩やかな回復基調を維持しております。一方で、不安定な国際情勢、資源価格の高騰に伴う物価上昇の継続、および海外の金融・通商政策の動向などが国内景気に与える影響への懸念が残り、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主たる事業領域である中堅・中小企業のM & A市場は、依然として深刻な経営者の高齢化と後継者不在という社会課題を背景に、M & Aによる事業承継を主要な解決手段とするニーズが高まり、中長期的に拡大傾向を維持しております。

加えて、近年では、事業承継目的のみならず、企業の新事業創造や成長戦略の実現を目的としたイノベーション型M & Aや、業界再編の手法としてのM & Aが中小企業においても広がりを見せ、市場のすそ野は拡大しております。

一方、市場の拡大に伴い、M & A支援の質と透明性の向上が強く求められています。これに対し、政府は「中小M & Aガイドライン」の改訂や「中小M & A専門人材（個人）向けスキルマップ」の公表、また自主規制団体によるルール策定など、官民一体となってM&A市場の健全な発展を促すための環境整備への取り組みを継続しております。

このような事業環境下で、当社は、高まりを見せる売却ニーズに的確に対応し、1社でも多くの中堅・中小企業の事業承継を支援するため、戦略的な営業活動を強化いたしました。その結果、金融機関や会計事務所等の提携先との新規開拓が順調に進捗し、これに伴い、アドバイザリー契約数も順調に増加いたしました。

また、提携先との連携を一層深め、地域の中小企業におけるM & Aニーズの早期発掘と、質の高い支援実現のため、提携先向けの研修会や勉強会の実施についても引き続き強化を図ってまいりました。

当事業年度においては、需要の伸長に対応するべくM & Aアドバイザーを35名（前期34名）とし、新規受託件数は順調に増加した要因もあり、当社の重要指標である成約組数も69組（前期57組）と前事業年度と比較して増加しました。しかしながら、成約組数は増加したものの、売上単価が低い小型案件の割合が高止まりしたことによるとともに、会社の成長に必要な人材関連に伴うコストが増加しました。今後はマッチングの早期化を図り成約数の増加に取り組むとともに、採用プロセスの抜本的な見直しを実施し、即戦力人材の獲得と教育の強化を図り、さらに提携先の拡充を進めることで、高付加価値案件の創出と抜本的な収益力の改善を目指してまいります。

当事業年度における売上高は654,208千円(前期比8.6%増)、営業損失は56,652千円(前期は14,894千円の営業損失)、経常損失は52,623千円(前期は14,575千円の経常損失)、当期純損失は85,055千円(前期は11,524千円の当期純損失)となっております。

なお、当社は、M & Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

(資産の部)

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末と比較し74,006千円減少し614,231千円となりました。これは、主として、現金及び預金が45,732千円減少、未収還付法人税等が25,509千円減少したことによるものであります。

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末と比較し28,553千円減少し53,959千円となりました。これは、主として、建物附属設備（純額）が10,523千円減少、工具、器具及び備品（純額）が1,042千円減少、繰延税金資産が20,409千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は668,190千円となりました。

(負債の部)

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末と比較し15,972千円増加し83,961千円となりました。これは、主として、未払消費税等が10,517千円増加、未払費用が4,625千円増加、未払法人税等が1,301千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は83,961千円となりました。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産の残高は前事業年度末と比較して118,531千円減少し、584,229千円となりました。これは、主として、新株予約権の行使に伴う新株式の発行により、資本金が4,850千円、資本準備金が4,850千円増加し、新株予約権が13,745千円増加したものの、自己株式を56,921千円取得し、当期純損失の計上により、利益剰余金が85,055千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前事業年度末に比べ45,732千円減少いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、増加した資金が7,837千円(前事業年度は118,130千円の減少)となりました。これは主に、税引前当期純損失 64,356千円、減損損失11,732千円、株式報酬費用16,882千円、その他の流動資産の減少額3,485千円、未払費用の増加額4,625千円、その他の流動負債の増加額10,517千円、法人税等の還付額25,165千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは6,348千円の資金の減少(前事業年度は1,510千円の資金の減少)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出2,348千円、差入保証金の差入による支出4,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは47,221千円の資金の減少(前事業年度は113,197千円の資金の増加)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出56,921千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入9,700千円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a . 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b . 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c . 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第6期事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
	販売高(千円)	前期比(%)
M & A アドバイザリー事業	654,208	8.6
合計	654,208	8.6

(注) 1 . 当社は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関わる記載は省略しております。
2 . 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積り及び判断を必要としてあります。

当社は、財務諸表の基礎となる見積りを過去の実績を参考に合理的と考えられる判断を行ったうえで計上しておりますが、これらの見積りは不確実性を伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

なお、繰延税金資産や貸倒引当金について、会計上の見積りを行っておりますが、重要な会計上の見積りはありません。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a . 経営成績の分析

当社の経営成績等については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b . 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c . 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、資金需要のうち主なものは、効果的に事業拡大していくための採用費や人件費、新規拠点の設置費用等であります。また、資金の源泉は主として営業活動によるキャッシュ・フローによって確保しますが、採用費や人件費、新規拠点の設置費用等の目的で資金を確保する必要性が生じた場合には、金融機関からの借入や増資による調達を実施することを基本方針としております。

d . 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての分析

当社が今後事業を拡大し、継続的な成長を遂げるために、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載しております課題に対処していく必要があると認識しております。それらの課題に対応するために、営業基盤を拡充するために必要な人材の採用と育成、内部管理体制の強化を進めることにより、企業価値の持続的な向上に取組んでまいります。

第6期事業年度においては、新規提携先の増加及び提携先との取引深耕を行った結果、新規アドバイザリー契約件数は463件（前期は360件）と大幅に増加したものの、成約組数は69組（前期は57組）に留まり、第6期事業年度における売上高は654,208千円（前期比8.6%増）、営業損失は56,652千円（前期は14,894千円の営業損失）となりました。また、M & Aアドバイザリー事業を成長させる重要な経営資源であるM & Aアドバイザー数は35名（前期は34名）となりました。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2025年10月31日

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		敷金	建物附属設備	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (東京都千代田区)	業務設備	39,446	-	-	39,446	41

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 本社の建物を賃借しており、年間賃借料は26,975千円であります。
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は存在しないため、記載をしていません。
 4. 当社は、M & Aアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
新規拠点(関西エリア) (注1)	建物附属設備及び工具器具備品 (注2)	30,000	-	増資資金	2027年10月期 (注3)	2027年10月期 (注3)	(注5)
新規拠点(中京エリア) (注1)	建物附属設備及び工具器具備品 (注2)	30,000	-	増資資金	2028年10月期 (注4)	2028年10月期 (注4)	(注5)

(注) 1. 具体的な開設及び既存増床拠点は、現時点では未定のため、投資予定金額を記載しております。
 2. 1拠点当たり20,000千円の敷金を含んであります。
 3. 着手予定年月及び完了予定年月は2027年10月期中を予定しており、月は未定であります。
 4. 着手予定年月及び完了予定年月は2028年10月期中を予定しており、月は未定であります。
 5. 完成後の増加能力については、具体的な開設場所が未確定であるため記載をしておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,700,000
計	4,700,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年1月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,519,300	1,519,300	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお単元株式数は100株であります。
計	1,519,300	1,519,300		

(注) 提出日現在の発行数には、2026年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

1. 第2回新株予約権

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	8,000 (注) 1、 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000 (注) 1、 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500(注) 2
新株予約権の行使期間	2022年7月31日～ 2030年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)のうち、割当てを受けた時点において当社の監査役及び従業員である者は、権利行使時においても、当社の監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸收分割 吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第3回新株予約権

決議年月日	2021年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	10,000(注) 1、 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(注) 1、 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625(注) 2、 3
新株予約権の行使期間	2023年4月29日～ 2031年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸收分割 吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 第4回新株予約権

決議年月日	2021年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 1
新株予約権の数(個)	4,000(注)1、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625(注)2、3
新株予約権の行使期間	2022年4月29日～ 2031年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 第5回新株予約権

決議年月日	2022年1月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	2,000(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700(注) 2
新株予約権の行使期間	2024年1月29日 ~ 2032年1月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸收分割 吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

5 . 第6回新株予約権

決議年月日	2023年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4
新株予約権の数(個)	11,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注) 2
新株予約権の行使期間	2025年2月1日 ~ 2033年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸收分割 吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6 . 第8回新株予約権

決議年月日	2025年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く) 2 [-]
新株予約権の数(個)	160 [-] (注)1、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 [-] (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,306(注)2
新株予約権の行使期間	2027年2月28日～ 2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,306 資本組入額 653
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。ただし、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸收分割 吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は100株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社は2025年12月19日開催の取締役会において、当該新株予約権の取得条項（当期純損失を計上する計算書類（第6期事業年度に限る）を取締役会が承認）に該当したため、当該新株予約権の全てを無償で取得及び消却することを決議し、同日、当該新株予約権全てを当社が取得及び消却いたしました。

7. 第9回新株予約権

決議年月日	2025年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員) 3 [-]
新株予約権の数(個)	60 [-] (注)1、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000 [-] (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,306(注)2
新株予約権の行使期間	2027年2月28日～ 2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,306 資本組入額 653
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。ただし、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸收分割 吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は100株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社は2025年12月19日開催の取締役会において、当該新株予約権の取得条項（当期純損失を計上する計算書類（第6期事業年度に限る）を取締役会が承認）に該当したため、当該新株予約権の全てを無償で取得及び消却することを決議し、同日、当該新株予約権全てを当社が取得及び消却いたしました。

8 . 第10回新株予約権

決議年月日	2025年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 31 [-]
新株予約権の数(個)	425 [-] (注) 1、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 42,500 [-] (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,306(注) 2
新株予約権の行使期間	2027年2月28日～ 2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,306 資本組入額 653
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社 吸收分割 吸收分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社 新設分割 新設分割により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 新株予約権の目的である株式の種類及び各新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は100株とする。なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 . 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社は2025年12月19日開催の取締役会において、当該新株予約権の取得条項（当期純損失を計上する計算書類（第6期事業年度に限る）を取締役会が承認）に該当したため、当該新株予約権の全てを無償で取得及び消却することを決議し、同日、当該新株予約権全てを当社が取得及び消却いたしました。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年2月5日(注1)	20	599	12,500	91,300	12,500	87,000
2022年1月1日(注2)	1,197,401	1,198,000	-	91,300	-	87,000
2023年10月23日(注3)	180,000	1,378,000	110,952	202,252	110,952	197,952
2023年11月17日(注4)	57,300	1,435,300	35,319	237,571	35,319	233,271
2023年11月1日～ 2024年10月31日(注5)	68,000	1,503,300	21,350	258,921	21,350	254,621
2024年11月1日～ 2025年10月31日(注6)	16,000	1,519,300	4,850	263,771	4,850	259,471

(注) 1. 有償第三者割当 20株

発行価格 1,250,000円

資本組入額 625,000円

割当先 日本ビズアップ株式会社

2. 2021年11月15日の取締役会決議で、2021年12月31日を基準日として2022年1月1日付で普通株式1株につき2,000株の割合として株式分割(1:2,000)を行ったものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,340円

引受価額 1,232.80円

資本組入額 616.40円

4. 有償第三者割当(オーバーハロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,232.80円

資本組入額 616.40円

割当先 株式会社SBI証券

5. 2023年11月1日から2024年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が68,000株、資本金が21,350千円及び資本準備金が21,350千円増加しております。

6. 2024年11月1日から2025年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が16,000株、資本金が4,850千円及び資本準備金が4,850千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	18	18	13	6	1,022	1,078	-
所有株式数 (単元)	-	21	667	2,024	244	10	12,196	15,162	3,100
所有株式数 の割合(%)	-	0.14	4.40	13.35	1.61	0.07	80.44	100	-

(注) 自己株式40,695株は、「個人その他」に40,600株、「単元未満株式の状況」に95株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三橋 透	東京都新宿区	560,000	37.87
UH Partners2 投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	116,500	7.88
株式会社ディア・ライフ	東京都千代田区九段北1丁目13-5	116,000	7.85
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	98,500	6.66
中島 秀浩	神奈川県川崎市宮前区	48,800	3.30
株式会社玄武	東京都渋谷区松濤2丁目1-17	26,000	1.76
楽天証券株式会社共有口	東京都港区青山2丁目6番21号	20,300	1.37
大山 亨	神奈川県横浜市旭区	20,000	1.35
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	18,894	1.28
UH Partners3 投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	17,000	1.15
計		1,041,994	70.47

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2023年12月12日付で、縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ゴーディアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドが2023年12月5日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2025年10月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
ゴーディアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール069536、セシル・ストリート135 フィリピン・エアラインズ・ビルディング #05-02	70,400	4.90

3. 2024年9月20日付で、縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、日興アセットマネジメント株式会社が2024年9月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては2025年10月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券の数 (株)	株券等 保有割合 (%)
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	74,700	4.97

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,475,600	14,756	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,100	-	-
発行済株式総数	1,519,300	-	-
総株主の議決権	-	14,756	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式95株が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) ジャパンM & Aソリューション株式会社	東京都千代田区麹町三丁目 3番8号	40,600	-	40,600	2.67
計	-	40,600	-	40,600	2.67

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2025年6月12日)での決議状況 (取得期間2025年6月13日)	40,600	56,840
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	40,600	56,840
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.00	0.00
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	0.00	0.00

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	64	81
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	40,695	-	40,695	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務基盤の強化と事業の持続的な拡大・成長を目指していくために、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。

内部留保につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源としてM & A アドバイザリー事業の営業活動を行うにあたっての専門知識及び経験を有する人材の採用の強化及び事業拡大に必要不可欠な拠点の設置への投資として有効に活用していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を10月31日とする年1回を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年4月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると認識しております。

また、株主を始めとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図りつつ、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2025年1月28日開催の定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社へ移行しております。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること及び取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ること等を目的としております。

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図ってまいります。

なお、当社は2026年1月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、取締役5名（うち社外取締役4名）となります。

有価証券報告書提出日（2026年1月28日）現在における当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりです。

a. 取締役会

当社の取締役会は、原則として月に1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項他、経営に関する重要事項を審議及び意思決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。

構成員は以下のとおりであります。

議長：代表取締役社長 三橋 透

構成員：今崎恭生（社外取締役）、大山亨（社外取締役）、阿部慎史（社外取締役）、酒井奈緒（社外取締役）

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、原則として月に1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議、並びに監査実施状況等の監査役相互の情報共有を図っております。

また監査等委員は取締役会のほか、リスク管理推進委員会その他重要な会議に出席し、業務執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人及び内部監査担当と連携することで、監査の実効性を高めております。

議長：大山亨（社外取締役）

構成員：阿部慎史（社外取締役）、酒井奈緒（社外取締役）

c. リスク管理推進委員会

当社のリスク管理推進委員会は、原則として四半期に一度開催しております。当社の定める「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、リスク管理及びコンプライアンス推進に関する協議を行い、必要に応じて外部専門家も参加し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

議長：三橋透

構成員：今崎恭生（社外取締役）、酒井奈緒（社外取締役）

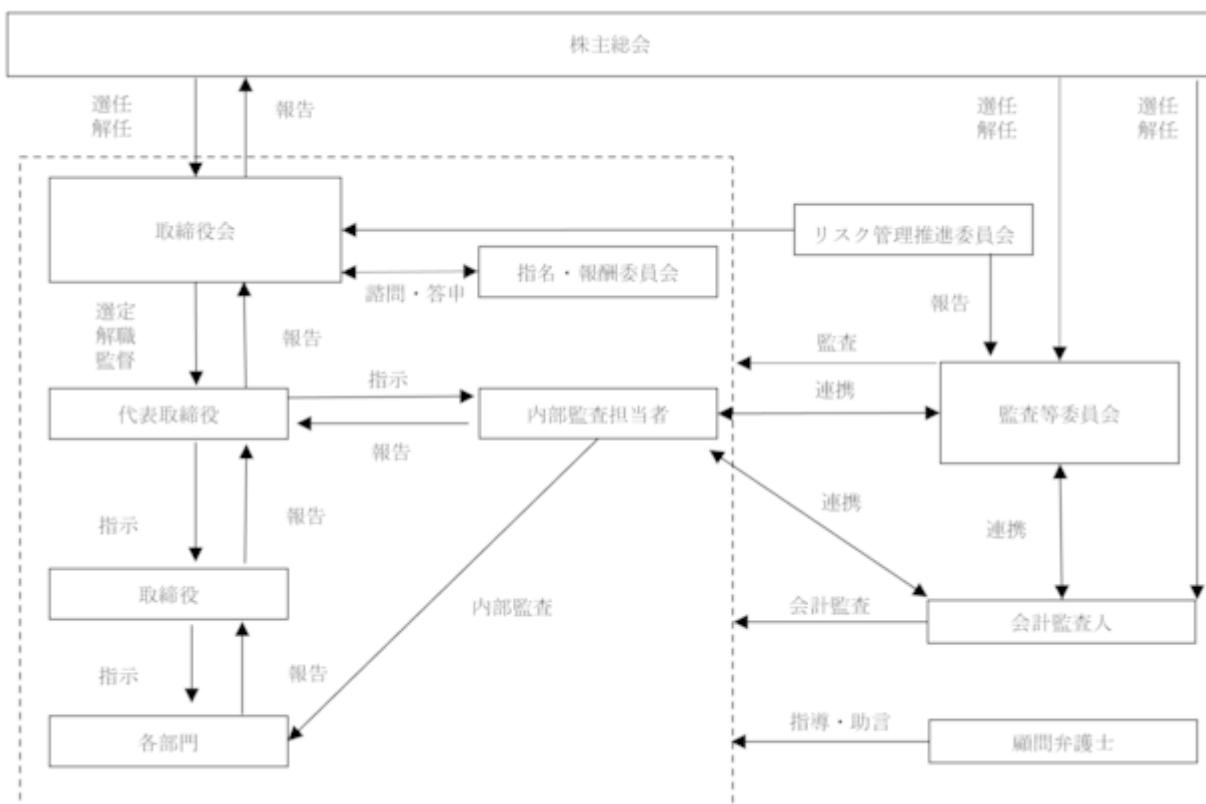
d. 指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社内取締役1名、社外取締役2名とし過半数を独立役員で構成しております。指名・報酬委員会は取締役の指名及び報酬に関する事項について審議し、その結果を取締役会に答申します。

議長：社外取締役 今崎恭生

構成員：三橋透、大山亨（社外取締役）

本書提出日現在の当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

a . 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを認識し、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」その他関連社内規程を定め、役職員に周知徹底を行う。
- (b) 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断の原則に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (c) 監査等委員は、内部監査担当者及び監査法人との連携を図るとともに、法令等が定める権限を行使し、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査し、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- (d) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守していることについて内部監査を実施する。
- (e) 法令違反その他のコンプライアンスに関する内部通報体制として、通報窓口を設け、「内部通報規程」に基づき適切な運用を行う。
- (f) 法令、定款等の違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
- (g) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- (h) 「反社会的勢力排除規程」を制定して全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定め、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体を断固として排除、遮断する。不当要求等の介入に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

b . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等を定めて情報管理の責任体制を明確化し、適切な保存及び管理を行う。
- (b) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて前項の書類等を閲覧することができるることとする。
- (c) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理をする。

c . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対応すべく、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき各部門長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握及び管理を行う。
- (b) リスク管理推進委員会を設置し、当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の外部専門家と連携し、損失の拡大を防止し、これを最小限にすべく体制を整える。
- (d) 役職員に対し、コンプライアンス及びリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

- d . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて、臨時取締役会を開催する。
 - (b) 取締役の職務執行については、「組織管理規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われる体制を構築する。
 - (c) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行するものとする。
 - (d) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。
- e . 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会の業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任または兼任の使用人を設置することとする。
 - (b) 当該使用人の人事評価、人事異動等については、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
- f . 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査等委員への報告に関する事項
 - (a) 役職員は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員に報告することとする。
 - (b) 代表取締役社長は、内部通報制度による通報状況を監査等委員会へ報告を行う。
 - (c) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めるここと及び必要な書類の閲覧を行うことができる。
 - (d) 監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- g . その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員は、代表取締役社長、監査等委員ではない取締役、内部監査担当者及び監査法人と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (b) 監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の支払いあるいは前払い等の請求をしたときは、担当部署にて精査の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- h . 財務報告の信頼性を確保するための体制
適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。
- i . 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ . 当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組む。
 - ロ . 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ . 反社会的勢力対応運用細則において基本方針について明文化し、全社の行動指針とする。
- ロ . 反社会的勢力の排除を推進するために管理部が一元管理を行い、各拠点では最初の接触を拒否し、各所属長より管理部に報告する。
- ハ . 反社会的勢力対応規程等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取組む。
- ニ . 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ホ . 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取組む。
- ヘ . 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

ロ 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る賠償責任金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、最高責任者が代表取締役社長、管理部がリスクマネジメントを推進する業務を主管し、各部門と情報共有することでリスクの早期発見と未然防止に努めています。リスク管理推進委員会においてリスクマネジメントに関する審議を行い、必要に応じて顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受ける体制を整えてあります。

また、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を整備し、役職員がリスク情報に接した場合は、管理部を事務局とするリスク管理推進委員会へ報告するとともに、リスク管理推進委員会より取締役会に報告されるシステムを構築しております。

責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

取締役の定数

取締役の員数は10名以内とする旨を定款で定めてあります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年4月30日を基準日として中間配当ができる旨、定款に定めています。これは、株主への適正な利益還元を可能とするためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に柔軟に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としたものです。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもつ

て行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任免除の内容の概要

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めています。

取締役会及び指名報酬委員会の活動状況

(a)取締役会の活動状況

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

主な決議内容は、予算の決定、規程類の改訂のほか、事業等に重要な議案について審議を行い、判断を行っています。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	三橋 透	13回	13回
取締役	河合 寿士	3回	3回
取締役	今崎 恭生	13回	13回
取締役(監査等委員)	大山 亨	13回	13回
取締役(監査等委員)	阿部 慎史	13回	12回
取締役(監査等委員)	酒井 奈緒	13回	13回
常勤監査役	五十嵐 敬喜	3回	3回

(注) 1. 河合寿士氏は、2025年1月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しております。開催回数及び出席回数は在任中の取締役会が対象です。

2. 五十嵐敬喜氏は、2025年1月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しております。開催回数及び出席回数は在任中の取締役会が対象です。

(b)指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度における主な検討内容は、取締役の選任、報酬の基本方針等を取締役会に答申しております。

役職	氏名	開催回数	出席回数
委員長 (社外取締役)	今崎 恭生	3	3
委員 (代表取締役社長)	三橋 透	3	3
委員 (監査等委員 である取締役)	大山 亨	3	3

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年1月28日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性4名 女性1名(役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長	三橋 透	1964年6月2日生	<p>1987年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行</p> <p>2004年9月 クリーンエナジーファクトリー株式会社 取締役 就任</p> <p>2007年3月 フィンテックグローバル株式会社 投資銀行本部 シニアバイスプレジデント 就任</p> <p>2009年6月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役就任</p> <p>2009年12月 フィンテックグローバル株式会社 取締役執行役員 投資銀行本部長 就任</p> <p>2010年10月 フィンテックグローバル証券株式会社(現 株式会社FPG証券)取締役就任</p> <p>2012年4月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 就任</p> <p>2012年6月 三田ばさら株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2012年9月 すし青柳株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2013年2月 岡山ホールディングス株式会社(現 ベーターライフハウス株式会社)代表取締役 就任</p> <p>2013年9月 株式会社ベルス 取締役 就任</p> <p>2014年2月 岡山建設ホールディングス株式会社 代表取締役就任</p> <p>2014年3月 ユニハウスホールディングス株式会社(現 株式会社ユニハウス)代表取締役就任</p> <p>2014年6月 ベーターライフサポートホールディングス株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2014年10月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役 就任</p> <p>2015年9月 城南開発株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2015年10月 株式会社ベルス 代表取締役 就任</p> <p>2016年4月 ベーターライフプロパティ株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2018年2月 フィンテックグローバル株式会社 入社</p> <p>2018年3月 フィンテックM&Aソリューション株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2019年9月 株式会社リエゾン 代表取締役 就任</p> <p>2019年10月 里村株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2019年11月 当社設立 代表取締役社長 就任(現任)</p> <p>2020年4月 里村株式会社 取締役 就任</p> <p>2020年12月 株式会社リエゾン 取締役 就任</p> <p>2021年3月 三田ばさら株式会社 取締役 就任</p>	(注)2	560,000株

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数
取締役 (社外)	今崎恭生 (注1)	1951年5月4日生	1975年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2002年1月 同行 執行役員 就任 2005年6月 株式会社ジェーシービー 執行役員 就任 2006年6月 同社 取締役常務執行役員 就任 2010年6月 株式会社みどり会 代表取締役社長 就任 2014年6月 東洋プロパティ株式会社(現 東洋不動産株式会社) 代表取締役社長 就任 2015年6月 東リ株式会社 社外取締役 就任 三信株式会社 社外取締役 就任 2019年6月 東洋プロパティ株式会社(現 東洋不動産株式会社)取締役会長 就任 オークラヤ不動産株式会社 取締役会長 就任 オークラヤ不動産株式会社 顧問 就任 2021年6月 当社 社外取締役 就任(現任) 2021年9月		(注)2	3,000株
取締役 (監査等委員)	大山亨 (注1)	1967年8月24日生	1991年4月 山一證券株式会社 入社 1997年10月 株式会社関配(現:株式会社キャプティ) 入社 1998年4月 富士証券株式会社(現:みずほ証券株式会社) 入社 2000年10月 合併によりみずほ証券株式会社へ移籍 公開引受部 2001年3月 HSBC証券株式会社 東京支店 入社 2002年2月 株式上場コンサルタントとして独立 2003年7月 有限会社トラスティ・コンサルティング(現:有限会社セイレーン)設立 代表取締役就任(現任) 2003年10月 ウインテスト株式会社 社外監査役 就任 2004年6月 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 就任 2005年4月 株式会社トラスティ・コンサルティング設立 代表取締役 就任(現任) エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社(現IG証券株式会社) 社外監査役 就任(現任) 2007年1月 2008年1月 株式会社アールエイジ 社外監査役 就任 2008年9月 株式会社ピューティー花壇 監査役 就任 2013年4月 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 就任 2014年6月 株式会社イオレ 社外監査役 就任(現任) 2015年10月 ウインテスト株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任 2016年5月 株式会社アズ企画設計 監査役 就任(現任) 2018年1月 株式会社アールエイジ 社外取締役(監査等委員) 就任 2019年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任) 2024年1月 当社 社外取締役 就任 2025年1月 株式会社Grooves 社外監査役就任(現任) 2025年1月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)3	20,000株	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 (監査等委員)	阿部慎史 (注1)	1979年5月21日生	2003年10月 公認会計士試験 2次試験合格 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年10月 弁護士法人キャスト糸賀(現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)入所 2007年5月 株式会社小川商会 監査役就任 公認会計士登録、阿部慎史公認会計士事務所開設(現任) 2007年7月 税理士登録、阿部慎史税理士事務所開設(現ブレイクスルーパートナー税理士法人) 株式会社RATS 監査役就任(現任) 2012年1月 特定非営利活動法人アオダモ資源育成の会 監事就任(現任) 2012年4月 一般社団法人全日本女子野球連盟 監事就任(現任) 2014年4月 株式会社セキュアイノベーション 監査役就任(現任) 2017年6月 株式会社エードット(現 株式会社Birdman)社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年3月 阿部慎史税理士事務所をブレイクスルーパートナー税理士法人へ法人化 代表社員就任(現任) 2019年7月 クオリップス株式会社 監査役就任(現任) 2020年12月 当社 社外監査役就任 2021年1月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2025年1月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)3	- 株
取締役 (監査等委員)	酒井奈緒 (注1)	1982年7月8日生	2010年9月 司法試験合格 弁護士登録 2011年12月 サン綜合法律事務所 入職(現任) 2012年1月 有限会社ラックスキャピタル 代表就任(現任) 2019年8月 株式会社TOKIO-BIA 監査役就任 2021年3月 当社 社外監査役就任 2022年1月 株式会社ノムラシステムコーポレーション 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2024年3月 株式会社ノマドロジーホールディングス 社外監査役 就任(現任) 2024年9月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2025年1月 株式会社VISION 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2025年8月	(注)3	- 株
計					583,000株

(注) 1. 取締役 今崎恭生、大山亨、阿部慎史、酒井奈緒は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、2025年1月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年1月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

b . 2026年1月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性4名 女性1名(役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表取締役社長	三橋 透	1964年6月2日生	<p>1987年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行</p> <p>2004年9月 クリーンエナジーファクトリー株式会社 取締役 就任</p> <p>2007年3月 フィンテックグローバル株式会社 投資銀行本部 シニアバイスプレジデント 就任</p> <p>2009年6月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役就任</p> <p>2009年12月 フィンテックグローバル株式会社 取締役執行役員 投資銀行本部長 就任</p> <p>2010年10月 フィンテックグローバル証券株式会社(現 株式会社FPG証券)取締役就任</p> <p>2012年4月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 就任</p> <p>2012年6月 三田ばさら株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2012年9月 すし青柳株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2013年2月 岡山ホールディングス株式会社(現 ベーターライフハウス株式会社)代表取締役 就任</p> <p>2013年9月 株式会社ベルス 取締役 就任</p> <p>2014年2月 岡山建設ホールディングス株式会社 代表取締役就任</p> <p>2014年3月 ユニハウスホールディングス株式会社(現 株式会社ユニハウス)代表取締役就任</p> <p>2014年6月 ベーターライフサポートホールディングス株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2014年10月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役 就任</p> <p>2015年9月 城南開発株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2015年10月 株式会社ベルス 代表取締役 就任</p> <p>2016年4月 ベーターライフプロパティ株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2018年2月 フィンテックグローバル株式会社 入社</p> <p>2018年3月 フィンテックM&Aソリューション株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2019年9月 株式会社リエゾン 代表取締役 就任</p> <p>2019年10月 里村株式会社 代表取締役 就任</p> <p>2019年11月 当社設立 代表取締役社長 就任(現任)</p> <p>2020年4月 里村株式会社 取締役 就任</p> <p>2020年12月 株式会社リエゾン 取締役 就任</p> <p>2021年3月 三田ばさら株式会社 取締役 就任</p>	(注) 2	560,000株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 (社外)	亀田雅博 (注1)	1962年4月3日生	1986年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2002年4月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社 金融商品部長 就任 2002年6月 UFJつばさ証券株式会社 金融商品部長 就任 2005年10月 三菱UFJ証券株式会社 ストラクチャードプロダクト部長 就任 2015年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 執行役員 就任 2017年6月 同社 執行役員内部監査部長 就任 2018年7月 同社 執行役員内部監査部長 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員 就任 2020年4月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 顧問 2021年7月 株式会社IR Robotics 常勤監査役 就任 2026年1月 当社 社外取締役 就任予定(現任)	(注)2	-株
取締役 (監査等委員)	大山亨 (注1)	1967年8月24日生	1991年4月 山一證券株式会社 入社 1997年10月 株式会社関配(現:株式会社キャプティ) 入社 1998年4月 富士証券株式会社(現:みずほ証券株式会社) 入社 2000年10月 合併によりみずほ証券株式会社へ移籍 公開引受部 2001年3月 HSBC証券株式会社 東京支店 入社 2002年2月 株式上場コンサルタントとして独立 2003年7月 有限会社トラスティ・コンサルティング(現:有限会社セイレーン)設立 代表取締役 就任(現任) 2003年10月 ウインテスト株式会社 社外監査役 就任 2004年6月 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 就任 2005年4月 株式会社トラスティ・コンサルティング設立 代表取締役 就任(現任) 2007年1月 エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社(現IG証券株式会社) 社外監査役 就任(現任) 2008年1月 株式会社アールエイジ 社外監査役 就任 2008年9月 株式会社ピューティー花壇 監査役 就任 2013年4月 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 就任 2014年6月 株式会社イオレ 社外監査役 就任(現任) 2015年10月 ウインテスト株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任 2016年5月 株式会社アズ企画設計 監査役 就任(現任) 2018年1月 株式会社アールエイジ 社外取締役(監査等委員) 就任 2019年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任) 2024年1月 当社 社外取締役 就任 2025年1月 株式会社Grooves 社外監査役就任(現任) 2025年1月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)3	20,000株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役 (監査等委員)	阿部慎史 (注1)	1979年5月21日生	2003年10月 公認会計士試験 2次試験合格 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年10月 弁護士法人キャスト糸賀(現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所)入所 2007年5月 株式会社小川商会 監査役就任 公認会計士登録、阿部慎史公認会計士事務所開設(現任) 2007年7月 税理士登録、阿部慎史税理士事務所開設(現ブレイクスルーパートナー税理士法人) 株式会社RATS 監査役就任(現任) 2012年1月 特定非営利活動法人アオダモ資源育成の会 監事就任(現任) 2012年4月 一般社団法人全日本女子野球連盟 監事就任(現任) 2014年4月 株式会社セキュアイノベーション 監査役就任(現任) 2017年6月 株式会社エードット(現 株式会社Birdman)社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年3月 阿部慎史税理士事務所をブレイクスルーパートナー税理士法人へ法人化 代表社員就任(現任) 2019年7月 クオリップス株式会社 監査役就任(現任) 2020年12月 当社 社外監査役就任 2021年1月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2025年1月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)3	- 株
取締役 (監査等委員)	酒井奈緒 (注1)	1982年7月8日生	2010年9月 司法試験合格 弁護士登録 2011年12月 サン綜合法律事務所 入職(現任) 2012年1月 有限会社ラックスキャピタル 代表就任(現任) 2019年8月 株式会社TOKIO-B-A 監査役就任 2021年3月 当社 社外監査役就任 2022年1月 株式会社ノムラシステムコーポレーション 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2024年3月 株式会社ノマドロジーホールディングス 社外監査役 就任(現任) 2024年9月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2025年1月 株式会社VISION 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2025年8月	(注)3	- 株
計					580,000株

(注) 1. 取締役 亀田雅博、大山亨、阿部慎史、酒井奈緒は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、2026年1月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年1月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名(うち、監査等委員である取締役は3名)であり、社外取締役と当社の間には人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、

社外取締役を選任するための独立性については、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に、経歴や当社との関係性を踏まえて客観的かつ専門的な視点で社外役員としての職務を遂行できる独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役今崎恭生は、経営者としての経験から客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに当社経営全般に対して助言・提言等を期待して選任しております。

監査等委員である社外取締役大山亨は株式上場コンサルタントとして長年公開指導に当たっており、また複数の上場企業の社外役員としての実績を積んでおられることから、その経験と幅広い見識が監査等委員である社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと期待し選任しております。

監査等委員である社外取締役阿部慎史は、公認会計士及び税理士としての資格を有し、主に企業会計・税務に関する知見と経験が深く監査等委員である社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと期待し選任しております。

監査等委員である社外取締役酒井奈緒は、弁護士資格を有しており特に法務面に関する知識や幅広い業種の経験から客観的、中立的な立場から監査等委員である社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと

期待し選任しております。

なお、本書提出日現在において、社外取締役との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能をあわせ持つ取締役会に対し、社外取締役1名
及び監査等委員である取締役3名による監督又は監査を行い、経営への高い監視機能を実現しております。

監査等委員会は、内部監査人及び会計監査人と隨時会合を開いて意見交換や情報交換を密接に行う体制をとつ
ており、監査の機能強化に役立てております。また、管理部門とも情報交換及び連携を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会の構成

当社は2025年1月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（全員が社外取締役）により構成されております。監査等委員の阿部慎史氏及び監査等委員の酒井奈緒氏は監査役から移行しております。各監査等委員は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査等委員会において、情報共有を図っております。監査等委員監査では毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会、経営会議等を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

なお、監査等委員の大山亨氏は証券会社の公開引受部や株式上場コンサルタントとして活動しており、監査等委員の阿部慎史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております、それぞれ企業の財務・会計に豊富な知識と経験があり、監査等委員として専門的な知見を有しております。監査等委員の酒井奈緒氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験と専門的な知見があり監査等委員として専門的な知見を有しております。

b. 監査等委員会の活動状況

当事業年度において当社は、監査等委員会設置会社移行前は監査役会を3回、移行後に監査等委員会を10回開催しております。個々の監査役、監査等委員の出席状況は以下のとおりであります。

監査等委員会設置会社移行前

氏名	開催回数	出席回数
五十嵐敬喜	3	3
阿部慎史	3	2
酒井奈緒	3	3

監査等委員会設置会社移行後

氏名	開催回数	出席回数
大山亨	10	10
阿部慎史	10	10
酒井奈緒	10	10

監査等委員会における主な検討事項として、取締役会審議案件の事前検討を充実し、必要と認めた場合は監査等委員会としての意見形成を行い、取締役会に対して意見陳述を行うこととしております。

また、監査等委員の活動として、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて役職員に説明を求めることが及び必要な書類の閲覧を行うこととしております。また代表取締役と定期的に会合をもち、監査等委員監査の環境整備を図るとともに、重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努力しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、独立した内部監査室を設置しており、代表取締役社長が選任した内部監査責任者が、組織・制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として内部監査を実施しております。

内部監査責任者は、監査結果を代表取締役社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。内部監査責任者、監査等委員及び会計監査人は、監査計画の立案、実施する監査手続及び監査結果の報告に関して定期的に協議しており、必要に応じて情報交換することでその連携を図っております。監査等委員監査との連携につきましては、各監査等委員が内部監査責任者と密に情報共有し、また内部監査の実施に立ち会うことで実効性を確保しております。会計監査人との連携につきましては、監査計画及び監査結果の説明を受け、内部監査の実施状況を共有することで実効性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 繼続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 月本 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 恭治

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名 その他 4名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、当社の事業内容に対応して有効かつ効率的な監査業務を実施することができる規模と当社からの独立性を有すること、品質管理体制に問題ないこと、必要な専門性を有すること、監査報酬の内容・水準が適切であること、監査実績、当社のビジネスモデルへの理解度等を総合的に判断して選定しております。総合的に勘案の上、EY新日本有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

当社の監査役会は、監査法人の職務の執行に支障がある等その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合当社の監査等委員会は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準等を総合的に評価し、現監査法人による会計監査は適正に行われていると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000	-	21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査法人から監査報酬の見積りの提示を受け、前年度からの監査時間の推移、前年度の監査計画と実績の乖離内容及び時間単価の妥当性等を確認し、監査の品質及び内容が合理的かつ適正なものであることを検討した上で、監査等委員会の同意のもと決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうか、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ必要な協議を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断を行っています。具体的には、報酬金額とその根拠を確認し、前年度の会計監査の監査状況と本年度の監査計画を勘案して最終的に会計監査人の報酬等の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社役員の報酬等は、基本報酬及び非金銭報酬等で構成し、中長期的な企業価値向上を推進する動機付けや優秀な人材の確保に資する報酬体系及び水準とすることを基本方針としております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2025年1月28日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内(うち、社外取締役分は100百万円以内。)と決議されております。同じく、2025年1月28日開催の定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を100百万円以内(うち社外取締役20百万円以内。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は2名、本有価証券報告書提出日時点の員数は2名であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年1月28日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。同じく、2025年1月28日開催の定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、対象監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の総額を、年額25百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名、本有価証券報告書提出日現在で3名であります。

取締役の個人別の基本報酬につきましては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長の三橋透が、株主総会で決議された基本報酬総額の範囲内で、会社の業績、各取締役の担当職務並びに会社の業績に対する貢献度等を勘案して、具体的な内容を決定いたします。取締役の非金銭報酬につきましては、企業価値の向上を図るインセンティブを付与し、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして支給することとし、その内容、数、支給時期及びその他の条件等については、代表取締役社長三橋透が原案を作成し、取締役会の決議によって決定いたします。なお、非金銭報酬につきましては、業績等その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

取締役の個人別の報酬額の決定を代表取締役社長三橋透に委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当職や職責の評価を実施でき、当社を取り巻く経営環境等を熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の3分の1以上を占める独立社外取締役が出席する取締役会決議に基づき代表取締役に一任され、さらに、代表取締役社長と社外取締役により構成される任意の指名報酬委員会の答申を踏まえて決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	株式報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	37,414	33,750	3,664	-	2
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	17,994	15,900	2,094	-	5

(注) 1. 当社は、2025年1月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の報酬等には、2025年1月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任された取締役1名を含めてあります。

3. 社外役員の報酬等には、2025年1月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任された社外監査役1名を含めてあります。

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用者兼務役員の使用者分給与のうち重要なものの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

投資株式の区分は、「純投資目的」及び「純投資目的以外の目的」に分類し、「純投資目的」は、株式の価値の変動又は株式に係る配当により利益を受けることを目的としておりますが、「純投資目的」である株式は、保有しておりません。「純投資目的以外の目的」は、投資先との関係を強化し事業上のシナジー確保等により、投資先及び当社の企業価値の維持・向上を目的としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有方針及び保有の合理性は、持続的な企業価値向上のため、業務提携等、経営戦略の一環として必要と判断した場合、また、取引先との良好な関係構築のために同じく必要と判断した場合等に、該当事業の株式の保有を検討いたします。保有の適否については、取締役会で個別銘柄毎に、将来に期待される経済効果と保有コスト、株式を保有する企業の財務及び経営状況等を確認することにより検証いたします。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	500
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年11月1日から2025年10月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3.連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4.財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	649,883	604,150
売掛金	550	-
前渡金	1,540	1,815
前払費用	7,174	7,972
未収還付法人税等	25,647	138
その他	3,442	154
流動資産合計	688,237	614,231
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	12,404	12,404
減価償却累計額	1,880	2,783
減損損失累計額	-	9,620
建物附属設備(純額)	10,523	-
工具、器具及び備品	5,538	7,886
減価償却累計額	4,495	5,774
減損損失累計額	-	2,112
工具、器具及び備品(純額)	1,042	-
有形固定資産合計	11,566	-
投資その他の資産		
投資有価証券	500	500
破産更生債権等	110	-
繰延税金資産	20,409	-
敷金	40,024	39,446
その他	1 10,013	1 14,013
貸倒引当金	110	-
投資その他の資産合計	70,946	53,959
固定資産合計	82,512	53,959
資産合計	770,749	668,190

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,138	8,569
未払金	5,044	6,085
未払費用	41,133	45,758
未払法人税等	1,790	3,092
契約負債	3,371	4,980
預り金	5,510	4,958
未払消費税等	-	10,517
流動負債合計	67,988	83,961
負債合計	67,988	83,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	258,921	263,771
資本剰余金		
資本準備金	254,621	259,471
資本剰余金合計	254,621	259,471
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	186,222	101,166
利益剰余金合計	186,222	101,166
自己株式	141	57,063
株主資本合計	699,623	567,346
新株予約権	3,137	16,882
純資産合計	702,761	584,229
負債純資産合計	770,749	668,190

【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 2023年11月 1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)
売上高	1 602,292	1 654,208
売上原価	417,535	471,779
売上総利益	184,757	182,428
販売費及び一般管理費	2 199,651	2 239,080
営業損失()	14,894	56,652
営業外収益		
受取利息	53	904
償却債権取立益	-	17
新株予約権戻入益	263	3,137
雑収入	1	150
営業外収益合計	318	4,209
営業外費用		
支払手数料	-	170
雑損失	-	10
営業外費用合計	-	181
経常損失()	14,575	52,623
特別損失		
減損損失	-	3 11,732
特別損失合計	-	11,732
税引前当期純損失()	14,575	64,356
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	3,341	20,409
法人税等合計	3,051	20,699
当期純損失()	11,524	85,055

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
人件費	1	213,677	51.2	256,908	54.5
案件紹介料		169,972	40.7	161,668	34.3
その他		33,885	8.1	53,203	11.3
売上原価		417,535	100.0	471,779	100.0

(注) 1 内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
給与手当	143,083千円	170,138千円
賞与	42,908千円	53,888千円
法定福利費	27,684千円	32,881千円

(原価計算の方法)

製品、仕掛品がないため原価計算制度は採用しておりません。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	202,252	197,952	197,952	197,747	197,747	-	597,951	-	597,951	
当期変動額										
新株の発行	56,669	56,669	56,669				113,339		113,339	
当期純損失()				11,524	11,524		11,524		11,524	
自己株式の取得						141	141		141	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								3,137	3,137	
当期変動額合計	56,669	56,669	56,669	11,524	11,524	141	101,672	3,137	104,810	
当期末残高	258,921	254,621	254,621	186,222	186,222	141	699,623	3,137	702,761	

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	258,921	254,621	254,621	186,222	186,222	141	699,623	3,137	702,761	
当期変動額										
新株の発行	4,850	4,850	4,850				9,700		9,700	
当期純損失()				85,055	85,055		85,055		85,055	
自己株式の取得						56,921	56,921		56,921	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								13,745	13,745	
当期変動額合計	4,850	4,850	4,850	85,055	85,055	56,921	132,277	13,745	118,531	
当期末残高	263,771	259,471	259,471	101,166	101,166	57,063	567,346	16,882	584,229	

【キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	14,575	64,356
減価償却費	1,553	2,182
敷金償却額	577	577
減損損失	-	11,732
株式報酬費用	3,400	16,882
新株予約権戻入益	263	3,137
受取利息	53	904
売上債権の増減額(は増加)	8,756	550
前渡金の増減額(は増加)	150	275
前払費用の増減額(は増加)	2,048	797
未収還付法人税等の増減額(は増加)	25,647	-
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,292	3,485
仕入債務の増減額(は減少)	22	2,569
預り金の増減額(は減少)	2,445	552
未払金の増減額(は減少)	7,814	2,197
未払費用の増減額(は減少)	12,667	4,625
契約負債の増減額(は減少)	971	1,609
その他の流動負債の増減額(は減少)	24,533	10,517
小計	74,961	18,232
利息の受取額	53	904
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	43,222	25,165
営業活動によるキャッシュ・フロー	118,130	7,837
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,510	2,348
差入保証金の差入による支出	-	4,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,510	6,348
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	70,639	-
自己株式の取得による支出	141	56,921
新株予約権の行使による株式の発行による収入	42,700	9,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	113,197	47,221
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,443	45,732
現金及び現金同等物の期首残高	656,326	649,883
現金及び現金同等物の期末残高	1 649,883	1 604,150

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 3年～5年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業であるM & Aアドバイザリーサービスにおける主要な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりです。なお、取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務の充足時点から概ね2か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、重要な変動対価はありません。

・M & Aコンサルティング

M & Aに伴うコンサルティングの役務提供をしております。顧客との契約期間にわたり継続的に役務提供がなされるため、役務提供期間にわたり定額で収益を認識しております。

・M & A成約報酬

アドバイザリー契約の目的に基づいて業務を完了させる義務を負っております。譲渡希望者と買収希望者の間で株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約が締結され、株式・財産の譲渡や譲渡代金(譲渡対価)の引き渡し等が実行されたクロージング時点で、当社と顧客の間で締結した契約に定める履行義務が充足したと判断し、収益を認識しております。

6. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産

宅地建物取引業法に基づく営業保証金等を法務局へ供託しております。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
投資その他の資産(その他)	10,000千円	14,000千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)
役員報酬	62,193 千円	49,650 千円
給料手当	13,745 "	34,367 "
地代家賃	24,430 "	26,975 "
支払報酬	26,111 "	25,542 "
減価償却費	1,553 "	2,182 "
おおよその割合		
販売費	1 %	2 %
一般管理費	99 %	98 %

3 減損損失

前事業年度（自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日）

当社は、当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失（千円）
事業用資産	東京都千代田区	建物附属設備、工具、器具及び備品	11,732

当社は、M & Aアドバイザリー事業の単一セグメントであり、全社一体としてグルーピングを実施しております。

当事業年度において、全社の営業損益が2期連続して赤字となり、回収可能性について慎重に検討を行った結果、将来キャッシュ・フローの見積り総額が当該資産グループの帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額（11,732千円）を減損損失として特別損失に計上しております。また、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,378,000	125,300	-	1,503,300

(変動事由の概要)

普通株式の増加の125,300株は、オーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資による増加57,300株、新株予約権の権利行使による増加68,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	-	31	-	31

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加31株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2020年ストック・オプションとしての新株予約権						
2021年ストック・オプションとしての新株予約権						
2021年自社株式オプションとしての新株予約権						
2022年ストック・オプションとしての新株予約権						
2023年ストック・オプションとしての新株予約権						
2024年ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,503,300	16,000	-	1,519,300

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	31	40,664	-	40,695

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式取得による増加40,600株及び単元未満株式の買取による増加64株であります

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2020年ストック・オプションとしての新株予約権						
2021年ストック・オプションとしての新株予約権						
2021年自社株式オプションとしての新株予約権						
2022年ストック・オプションとしての新株予約権						
2023年ストック・オプションとしての新株予約権						
2024年ストック・オプションとしての新株予約権						
2025年ストック・オプションとしての新株予約権						16,882
合計						16,882

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金	649,883 千円	604,150 千円
現金及び現金同等物	649,883 千円	604,150 千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
1年内	4,580 千円	27,484千円
1年超	- " "	4,580 "
合計	4,580 " "	32,065 "

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に従って、当面必要な運転資金は、第三者割当増資により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1か月以内の支払期日であり、また、未払金、未払費用、法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等、預り金は、その全てが2か月以内に納付期限が到来するものであります。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価又は実質価額が取得原価を下回るリスクが存在します。

敷金は、建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は債権管理規程に従い、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とともに、営業債権について管理部門が取引先ごとの残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2024年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金(*3)	32,564	27,400	5,164
(2) 破産更生債権等	110		
貸倒引当金(*4)	110		
	-	-	-
資産計	32,564	27,400	5,164

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式500千円

(*3)貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額7,459千円であります。

(*4)破産更生債権等に対し個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2025年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金(*4)	32,564	26,014	6,550
(2) 破産更生債権等	-		
貸倒引当金(*5)	-	-	-
資産計	32,564	26,014	6,550

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式500千円

(*3)投資その他の資産「その他」に含めている供託金等は、返還の時期が決まっていないため、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが出来ないことから上記表には含まれおりません。

(*4)貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額6,881千円であります。

(*5)破産更生債権等に対し個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	649,883	-	-	-
売掛金	550	-	-	-
合計	650,433	-	-	-

(注) 1. 敷金については、返還期日を明確に把握できないため、記載していません。

2. 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載していません。

当事業年度(2025年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	604,150	-	-	-
売掛金	-	-	-	-
合計	604,150	-	-	-

(注) 1. 敷金については、返還期日を明確に把握できないため、記載していません。

2. 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため、記載していません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年10月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	27,400	-	27,400
破産更生債権等	-	-	-	-
資産計	-	27,400	-	27,400

当事業年度(2025年10月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	26,014	-	26,014
破産更生債権等	-	-	-	-
資産計	-	26,014	-	26,014

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに区分した当該敷金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

非上場株式(貸借対照表計上額 前事業年度500千円、当事業年度500千円)については市場価格のない株式等であるため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度903千円、当事業年度805千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	3,400	16,882

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
新株予約権戻入益	263	3,137

3. ストック・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション及び自社株式オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2020年7月31日	2021年4月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 4名	当社取締役1名 当社従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 36,000株	普通株式 86,000株
付与日	2020年7月31日	2021年4月28日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)のうち、割当てを受けた時点において当社の監査役及び従業員である者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。 当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年7月31日～2030年7月30日	2023年4月29日～2031年4月28日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年4月28日	2022年1月28日
付与対象者の区分及び人数	外部協力者2名	当社取締役3名 当社従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 14,000株	普通株式 21,000株
付与日	2021年4月28日	2022年1月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。ただし、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。ただし、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年4月29日～2031年4月28日	2024年1月29日～2032年1月28日

	第6回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2023年1月31日	2025年2月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名	当社取締役(監査等委員を除く)2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 25,000株	普通株式 16,000株
付与日	2023年1月31日	2025年2月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。ただし、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。ただし、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2025年2月1日～2033年1月31日	2027年2月28日～2035年1月31日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2025年2月27日	2025年2月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（監査等委員）3名	当社従業員 33名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 6,000株	普通株式 43,500株
付与日	2025年2月28日	2025年2月28日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位、あるいは当社と何らかの業務契約を締結していることを要するものとする。但し、当社取締役会議で個別に決議した場合はこの限りではないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場していることを条件とする。</p>
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2027年2月28日～2035年1月31日	2027年2月28日～2035年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年10月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプションの数及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。
なお、2022年1月1日に1株を2,000株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

決議年月日	2020年7月31日	2021年4月28日	2021年4月28日	2022年1月28日	2023年1月31日
権利確定前(株)					
前事業年度末	-	-	-	-	14,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	3,000
権利確定	-	-	-	-	11,000
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後(株)					
前事業年度末	14,000	14,000	4,000	8,000	-
権利確定	-	-	-	-	11,000
権利行使	6,000	4,000	-	6,000	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	8,000	10,000	4,000	2,000	11,000

決議年月日	2024年6月12日	2025年2月27日	2025年2月27日	2025年2月27日
権利確定前(株)				
前事業年度末	18,800	-	-	-
付与	-	16,000	6,000	43,500
失効	18,800	-	-	1,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	16,000	6,000	42,500
権利確定後(株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

単価情報

決議年月日	2020年7月31日	2021年4月28日
権利行使価格(円)	500	625
行使時平均株価(円)	1,222	1,222
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

決議年月日	2021年4月28日	2022年1月28日
権利行使価格(円)	625	700
行使時平均株価(円)	-	1,252
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

決議年月日	2023年1月31日	2024年6月12日
権利行使価格(円)	1,000	2,047
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	801

決議年月日	2025年2月27日	2025年2月27日
権利行使価格(円)	1,306	1,306
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	698	698

決議年月日	2025年2月27日
権利行使価格(円)	1,306
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	698

4. ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第8回新株予約権（ストックオプション）、第9回新株予約権（ストックオプション）、第10回新株予約権（ストックオプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ方式

主な基礎数値及び見積方法

	第8回、第9回、第10回 新株予約権（ストックオプション）
株価変動性（注）1	57.8%
予想残存期間（注）2	5.96年
予想配当（注）3	- 円/株
無リスク利子率（注）4	1.03%

（注）1. 当社は2年分の株価情報収集期間を確保できないため、類似上場会社の株価情報に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2024年10月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	10,025千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	7,627千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産		
敷金償却	368 千円	545 千円
繰延資産	140 "	108 "
未払賞与(注)1	8,895 "	9,212 "
未払監査報酬	1,607 "	1,607 "
未払事業税	- "	858 "
未払家賃	155 "	- "
貸倒引当金	33 "	- "
税務上の繰越欠損金(注)1、2	9,902 "	19,877 "
繰延税金資産小計	21,103 "	35,802 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	19,877
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	33	15,925
評価性引当額小計(注)1	33 "	35,802 "
繰延税金資産合計	21,070 "	- "
繰延税金負債		
未収還付事業税	661 千円	- 千円
繰延税金負債合計	661 "	- "
繰延税金資産純額	20,409 "	- "

(注)1. 評価性引当額が35,768千円増加しております。この増加の主な内容は未払賞与に係る評価性引当額及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年10月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	9,902	9,902千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	9,902	9,902千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金9,902千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産9,902千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2024年10月に税引前当期純損失を14,575千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2025年10月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(c)	-	-	-	-	-	19,877	19,877千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	19,877	19,877千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	- 千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金19,877千円(法定実効税率を乗じた額)は、2024年10月期に税引前当期純損失を14,575千円、2025年10月期に税引前当期純損失を64,356千円計上したことにより生じたものであります。将来の課税所得を慎重に検討をした結果、全額を回収不能と判断しております

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
住民税均等割	1.99 "	0.45 "
交際費等の損金不算入	1.10 "	0.21 "
株式報酬費用の損金不算入	6.59 "	6.54 "
評価性引当額の増減	- "	55.58 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.93 "	32.16 "

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要及び金額の算定方法

当社は本社について建物等所有者との間で不動産賃借契約を締結し、賃貸期間終了時に原状回復義務を有しております、資産除去債務を計上する必要があります。ただし、当該賃貸契約に関連する敷金が資産計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)

(単位:千円)

M & A アドバイザリー業務	
M & A 成約報酬	540,594
M & A コンサルティング	61,697
顧客との契約から生じる収益	602,292
外部顧客への売上高	602,292

当事業年度(自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

M & A アドバイザリー業務	
M & A 成約報酬	601,645
M & A コンサルティング	52,562
顧客との契約から生じる収益	654,208
外部顧客への売上高	654,208

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	9,306	550
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	550	-
契約負債(期首残高)	4,342	3,371
契約負債(期末残高)	3,371	4,980

契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足に先行して受領した対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は2,942千円であります。また、前事業年度において、契約負債が971千円減少した主な理由はM & A成約報酬の前受金が減少したためです。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は811千円であります。また、当事業年度において、契約負債が1,609千円増加した主な理由はM & A成約報酬の前受金が増加したためです。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度中に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、M & Aアドバイザリー事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	M & A成約報酬	M & Aコンサルティング	合計
外部顧客への売上高	540,594	61,697	602,292

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	M & A成約報酬	M & Aコンサルティング	合計
外部顧客への売上高	601,645	52,562	654,208

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)

当社は、M & A アドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり純資産額	465.40 円	383.70 円
1株当たり当期純損失()	7.78 円	56.62 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり当期純損失()		
当期純損失()(千円)	11,524	85,055
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	11,524	85,055
普通株式の期中平均株式数(株)	1,481,981	1,502,323
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数188個)	新株予約権3種類(新株予約権の数645個)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	702,761	584,229
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,137	16,882
(うち新株予約権(千円))	(3,137)	(16,882)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	699,623	567,346
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,503,269	1,478,605

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期末減 損損失累 計額(千 円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産								
建物附属設備	12,404	-	-	12,404	2,783	9,620	10,522 (9,620)	-
工具、器具及び備品	5,538	2,348	-	7,886	5,774	2,112	3,391 (2,112)	-
有形固定資産計	17,942	2,348	-	20,290	8,557	11,732	13,914 (11,732)	-

(注)「当期償却額」欄の()は内数で、当期減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	110	-	110	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	604,150
計	604,150
合計	604,150

敷金

相手先	金額(千円)
ユナイテッド・アーバン投資法人	39,446
合計	39,446

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社静岡中央銀行	6,160
山田コンサルティンググループ株式会社	1,650
城南信用金庫	550
静銀経営コンサルティング株式会社	110
株式会社りそな銀行	55
その他	44
合計	8,569

未払費用

区分	金額(千円)
従業員賞与	26,994
健康保険・厚生年金保険	5,861
監査報酬	5,250
労働保険料	2,148
役員報酬・従業員給与	279
その他	5,225
合計	45,758

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	第1四半期 累計期間	中間会計期間	第3四半期 累計期間	当事業年度
売上高 (千円)	118,465	373,173	451,747	654,208
税引前中間(四半期)(当期)純損失(千円) ()	43,497	12,520	73,505	64,356
中間(四半期)(当期)純損失(千円) ()	30,178	8,731	51,042	85,055
1株当たり中間(四半期)(当期)純損失(円) ()	20.01	5.77	33.80	56.62

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(円) ()	20.01	14.13	28.11	23.00

(注) 第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 無

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年10月31日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 -</p> <p>買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額</p>
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としてあります。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に公告いたします。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://jpmas.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができない旨、定款に定めてあります。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日) 2025年1月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年1月28日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第6期中(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日) 2025年6月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年1月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2025年7月11日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月28日

ジャパンM & Aソリューション株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	月	本	洋	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	恭	治

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジャパンM & Aソリューション株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンM & Aソリューション株式会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

M & A成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載のとおり、ジャパンM & Aソリューション株式会社（以下「会社」という。）の当事業年度の損益計算書に計上されている売上高6,542,08千円のうち、M & A成約報酬に係る売上高は6,01,645千円であり、売上高の91%を占めている。注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおり、M & A成約報酬について、譲渡希望者と買収希望者の間で株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約が締結され、株式・財産の譲渡や譲渡代金（譲渡対価）の引き渡し等が実行されたクロージング時点で収益を認識している。売上高は経営者及び財務諸表利用者が重視する経営指標の一つであり、特にM & A成約報酬には1件当たりの売上高が多額である取引が含まれる。また、無形のサービスの提供であり、取引の実態やクロージング時点の物理的な把握が困難であることから、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。以上から、当監査法人は、M & A成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、M & A成約報酬に係る売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、計上プロセスの理解に基づき、社内で作成したクロージング確認書を承認する統制に焦点を当てた。 ・ 一定の条件により抽出した売上取引について、アドバイザリー契約又は仲介業務契約に係る契約書の原本、譲渡希望者と買収希望者の間で締結された譲渡契約書の写し、入金証憑及び会社が顧客から受領したクロージングに関する確認書等を閲覧し、顧客との契約条件を把握した上で、売上計上日付及び金額の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。